

元中九年後龜山天皇の御讓位を降參だなど論ずる徒輩が出て来るに至つては、黙して居る事は出来ない。君臣名分の大本は天祖の詔勅に明確に定まり、清鷹に下された宇佐の神勅に現はれて炳として明白である。准后親房の正統記は天下の變に際してこの名分を正すために出来、源義公の修史は、遠く三百年前に溯つて名分を正し、之を以て教を後世に垂れやうとしたものである。然るに史料の一面に據つて、この名分の大本に疑義を挿み、一時の變態として大義の破壊紊亂をも認容しやうとする論者の出た今日、この一點について慎重の用心を以て正義の論斷を下し、此に依つて歴史に道德的判斷を下し、この判斷に基いて、現在將來の名教を維持するのは、正しく臣子の本分、人間の人間たる所以である。疑義は飽くまで之を明白にすべく、斷案はどこまでも大道に基いて確乎不動なるべきは、今日の我々に下された大問題でないか。

事態は國體の大本に關し、皇室の御威嚴に密着する事、我々はこの際一片の感情に走つて粗忽の論斷をしてはならぬ。然し事は歴史としても徳教の上

からも重大事であれば、一種の忌物の如くにして、尊嚴神聖といふ名の下に、之を曖昧や詭辯の中に埋没し去つてはならぬ。この問題が起つて、史料を楯とする人の考證論を聞いた後に、先づその今までの我々の所信と違ふに驚いた。驚くと共に、今までの所信が「大日本史に誤まられ」、自分の先入主に支配せられて居るのではないかと反省して見た。一層考證を聞き、再度考慮し先輩學友にも計つて見た。此の如くにして生じた疑義と斷案とを列挙して、尙一層深く同胞と共にこの問題を研究したい。

次に「一般問題、歴史と徳教との關係」と題して、史學の研究に道德的判斷の必要なる所以を論じて曰はく、

教育は歴史に基くとすれば、其の歴史は虚偽であつてはならぬ。是は勿論の事、虚偽の暗黒は眞理の光明を恐れるが、眞理の光明は他の眞理を恐れる必要は少しもない。若し明治以後に發見せられた新史料で、今迄の歴史を全く顛覆し得る事が愈よ明確となれば、其爲めには今迄の德育に大關係のあつた事でも之を變更する必要も生じやう。然しながら僅かに一面の材料で幾分

元中九年後龜山天皇の御讓位を降參だなど論ずる徒輩が出て來るに至つては、黙して居る事は出來ない。君臣名分の大本は天祖の詔勅に明確に定まり、清鷹に下された宇佐の神勅に現はれて炳として明白である。准后親房の正統記は天下の變に際してこの名分を正すために出來、源義公の修史は、遠く三百年前に溯つて名分を正し、之を以て教を後世に垂れやうとしたものである。然るに史料の一面に據つて、この名分の大本に疑義を挿み、一時の變態として大義の破壊紊亂をも認容しやうとする論者の出た今日、この一點について慎重の用心を以て正義の論斷を下し、此に依つて歴史に道德的判斷を下し、この判斷に基いて、現在將來の名教を維持するのは、正しく臣子の本分、人間の人間たる所以である。疑義は飽くまで之を明白にすべく、斷案はどこまでも大道に基いて確乎不動なるべきは、今日の我々に下された大問題でないか。

事態は國體の大本に關し、皇室の御威嚴に密着する事、我々はこの際一片の感情に走つて粗忽の論斷をしてはならぬ。然し事は歴史としても徳教の上

からも重大事であれば、一種の忌物の如くにして、尊嚴神聖といふ名の下に、之を曖昧や詭辯の中に埋没し去つてはならぬ。この問題が起つて、史料を楯とする人の考證論を聞いた後に、先づその今までの我々の所信と違ふに驚いた。驚くと共に、今までの所信が「大日本史に誤まられ」、自分の先入主に支配せられて居るのではないかと反省して見た。一層考證を聞き、再度考慮し先輩學友にも計つて見た。此の如くにして生じた疑義と斷案とを列擧して、尙一層深く同胞と共にこの問題を研究したい。

次に「一般問題、歴史と徳教との關係」と題して、史學の研究に道德的判斷の必要なる所以を論じて曰はく、

教育は歴史に基くとすれば、其の歴史は虚偽であつてはならぬ。是は勿論の事、虚偽の暗黒は眞理の光明を恐れるが、眞理の光明は他の眞理を恐れる必要は少しもない。若し明治以後に發見せられた新史料で、今迄の歴史を全く顛覆し得る事が愈よ明確となれば、其爲めには今迄の德育に大關係のあつた事でも之を變更する必要も生じやう。然しながら僅かに一面の材料で幾分

の疑問が生じたからと云つて、其の方に據らなければ虚偽の歴史だとして國民道徳の大勢力として成立つて來た思想を破壊するのは實に史料研究の本分を超えた僭越の議論である。且や元來歴史の研究なるものは如何に事實を重んずるとしても、而して其の所謂事實の基く所は如何なる史料に據つたにしても、其の間に研究者の解釋が加はると云ふ事はどうしても已むを得ない勢である、此の解釋は單に日記や古文書の文面だけでなく、事實の前後聯絡に關する研究者の解釋並に、其の問題に對する態度が、大に其斷案に影響する事は、如何に強辯しても免れない(それ等の實例を挙げべきものであるが之を略する)。

單に歴史の研究として見ても尙ほ解釋の如何が斷案に影響を及ぼす事は甚だ多いが、其の上に歴史を單に過去の記録として見ずに、其教訓を現在並に將來の徳育に應用しやうと云ふ場合には、茲に解釋以上更に道徳的判斷を要する。此に至つては歴史の問題は單に史實如何の問題ばかりでなく、史實に基いて過去並に將來に亘つた道徳的判斷の領域に入る。それ故に世界の歴史

は世界の裁判であると云ひ、或は又歴史を以て名教の大本としやうとする春秋の筆法も生じて來る。歴史を單に過去の記録とする史學家、若しくは所謂史料先生から云へば、斯の如く道徳的の判斷干渉を歴史の上に加へる事を好まないであらうが、苟くも歴史が單に學者の書齋史料の編纂室のみの仕事でなく、又社會全体の思想に影響し、國民の徳育と密接に關係する以上、此交渉は切ても切れない關係を有つて居る。則ち名分と云ひ、名教と云ひ、大義と稱する者は歴史の上に加へた道徳の判斷並に其の應用である。之を無視するならば、歴史は社會に顔を出さずに書物の虫の道樂仕事に任せて置くべきである。兩朝問題に就て近頃出た歴史家の議論に甚だしい迂論詭辯の多いのも畢竟此の關係を度外視する所から出たものである。それ等の批評は之を略するが、要するに事實に基かない歴史、虚偽の歴史の上に打建てた徳教は畢竟空中樓閣であるが、而も事實と云ひ、歴史と稱するものに就て正當なる解釋を下し、歴史の中に古今を通じて謬らざる徳育の根本を發見するには、單に歴史の問題でなく、道徳の問題となるのである。此の道徳問題は、社會に

對しては德育の問題、個人として云へば歴史家自身の人格問題である。是等の見地を離れて歴史の材料を扱ふ事になれば、歴史の真相は遂に顯はれず、活きた教訓は其の間から生じ得ない。

次に「名教問題の由來」の章にては、

日本の國民的團結も、其の文明の開發も、皆な皇室の統一を中心として居る事は今更云ふ迄もない、此の統一が事實に於て明確に、皇室の尊嚴が國民精神の中心として昭々の光明を放つ間は、所謂名教に就て云々する必要はない。是れが則ち國體で、國體の大本は天祖の詔勅と共に明々赫々である。然るに大道廢れて仁義有りの理で、此光明に曇のかゝつた時からして名教問題は生じ始めたのである。

とて、その沿革を叙したる末、

今日兩朝問題に就て史料先生の史實研究以上更に道德的判斷を加へて、大義名分を明にしやうと云ふ天下の義憤は則ち上は清麿の忠を承け、日蓮の精神を喚起し、正統記、大日本史の主義を復活し、之に依つて王政復古の根本

精神を益々明確にしやうとするのである。名分と云ふ支那の名稱が悪るければ、何と名づけてもかまはない。要は國體の大本を正義の上に明にして、歴史としても、道德思想としても勢力あるものを是認すると云ふ功利主義を去らしむるにある。Might is right (力即ち義など云ふ主義を、歴史の上にも道德の上にも、斷乎として勦滅しなければならぬ。

と絶叫し、さて兩朝分合の史實に關する問題に突入して曰はく、

史實とそれに對する判斷、並に大義名分について一般論を大略述べたから、此より一步進むで、當の問題について歴史研究に入らなければならぬ。我輩は歴史家として之を研究し論議するのではないが、然し史家側の研究材料については十分聽き取つて、其上に常識と理性との判斷を下すのは、決して越權でないと思ふ。そこで當面の問題は左の三點になる。

(一) 元弘元年十月、後醍醐天皇が笠置から還京の上、神器を光嚴院に御傳へあつて、茲にその踐祚を了した。この讓位を以て眞に讓位と見るべきか、従つて又光嚴院の御位を正統の帝位とすべきか。

(二) 延元元年、後醍醐天皇が叡山から還京あつて、光明院に御讓位があつたといふが、此亦先の場合と同じく眞の讓位といふべきか。

(三) 元中九年、後龜山天皇より後小松天皇へ御讓位のあつた消息と意味合ひは如何。

その他元弘三年五月の還幸と光嚴院の廢位、正平七年の和議並に更立の二點も問題ではあるが、此の方は枝葉であつて先の三點は大本である。そこで要を摘むて云へば、元弘讓位の際御授受の神器につきて、眞僞の疑があり、或る有力なる記録(大日本史には知られなかつた)には之を眞とする方に傾く材料もあるといふ然し尙よくきけば、その記録の有力といふのは、記事そのものの有力といふよりも、その筆者の御人柄にあるときく。然し此の一事を以て元弘の讓位を正當とし光明院の踐祚を正位とするといふのは實に受取れない話になる。假に神器は眞實光嚴院の御手に渡つたとしても、それだけで直に後醍醐天皇が眞に御遜位になつたといひ得やうか。この際の御讓位が正當であるならば、光嚴院を戴いて天下に政令を施した北條氏は勿論皇室に忠

順なる者、さすれば此に反抗した金剛山の楠氏を始め、新田も足利も名和も皆逆臣となる。彼等が逆臣となるのは己むを得ないとしても、元弘三年後醍醐天皇の京都還御を還幸とするのは不當となり、後醍醐天皇は此際改めて御即位ないとすれば畏れながら元弘三年以後(少く共)延元元年まで三年の皇位を何とする事になるか。北朝正統論者並に兩朝兩立論者には光嚴院をも御歴代と見る人があるが、この間の解釋は少しも之を加へない。我輩は何故に彼の人々がこの曖昧をも犯して、尙元弘の讓位を正當とし、そこに北朝の御尊位を建立しやうとするかを理會し得ない。少くともその提出に係る材料では、此の如き斷案を下すべき理由は一毫もないと斷定する。

第二の點、延元讓位の際に於ける神器については、史料論者の材料は一層曖昧であつて、神皇正統紀の記事を顛覆する力は殆どない。又史料を離れて當時の状態を常識に照らして見ても、この際後醍醐帝が眞神器を御譲り渡しになつたと考へる事は、元弘の際に於けるよりも一層困難になる。まして南北分立の五十餘年間、北方の公卿武人の間にも、京都に残りました神器につ

いて不安の念が始終現はれて居る事實は、筆紙の記録よりも何よりも有力なる事實を語つて居るてないか。只その一つを云つても足利義詮が正平六年に吉野の朝廷に和議を申し入れた如き、そこに單に武力實力では動かし得ない靈力が吉野の方にあつた爲めてないか。然し此も亦第一の點と同様、單に神器の眞偽といふ一事のみで断定し得ないものゝあるのは勿論で、延元元年に叡山から還幸の事も、又それに續いた御讓位の形式も、後醍醐天皇の御眞意でなかつたことは、推察し奉るに餘りある。それをしも疎外して、多少形式が具はりさへすれば、延元の讓位を正當とし、光明院の御位置を正當の即位とする様なれば、史料は如何にもあれ、茲に國體と皇祚とに一大危害を加へる事になるは明白である。況や、此の際に於ける北方の位置を正統とし、又は少くとも帝位同様に見るといふだけの史料は存しないに於てをや。此處には一つ人名を指すが、喜田博士も、個人としてゝはあるが、僕に明言して云つたのに據れば、光明院が、擁立せられた事を本意なく思召すといふ様な意味合の記録が傳はつて居るといふに於ては、尙更の事になる。雙方共思召

しにない事に立ち至つたのを、形式の上から斷じ、又はその後の勢力消長に合はさうとするために、この延元の讓位を本物に仕立て上げやうとし、又は仕立て上げたいといふ心のあるのは、それは已に歴史家の見地でなく、尙更名教の立場に立つものでなく、實に尊氏始めその下に附いた公卿武人の志である。我輩は此の際、世の憤慨者流の如くに、喜田君始めその説を同うする史家を尊氏と同類だなど、叫びはしない。然し我輩が彼等史家諸君のために憂へるのは、北方一面の記録(今日残つて居るものは多くその方にあるから)を多く見たために、知らず識らずの間にその方の心持ちになられたのでないか。或は老婆親切に過ぎるかも知れぬが此等諸君が史料を研究せらるゝに當つて、取扱はるゝ古紙には色々の病菌も附いて居るのもあらうから、その取扱ひの際には、殺菌劑又は護符として常に神皇正統記か何かを離さない様にせられては如何と思ふ。

第三の點になつて、兩朝問題の根本疑點は、元中九年の讓位の意義如何に歸着する。今まで多く傳へて來た事で、又現今で南北正統論者の根據とする

處は、後龜山天皇より後小松天皇へ御讓位は、父子の禮を以て神器を御授受あらせられ、此にて南朝の正統は後小松天皇に傳はつたといふにある。即ち南北合一と稱する事は、内心情實の如何に係らず、大義を正しうし、名分を明かにして、正統の帝位が後小松天皇に傳はり、京都の方は此に於て名實兼ね備はつた天皇を戴く事になつたといふにある。此に對して史料論者は、疑を挿むのみならず、その事實を否定し、そこからして兩立論も生じ、又それに依つて尙一層北朝正統論を確めやうとするにある。この論者の研究に依れば、讓位に父子の禮を取られたといふ事を傳へて居る皇代記などは偽書だといふ事である。偽書といふのは、後代になつて、當時の事を作つて書いたものといふ意味であつて、その記事も皆虚偽を傳へるといふ證據はないらしい。但しこの讓位については、當時事の取扱ひに當つた公卿の日記があつて、父子の禮云々の虚傳である事を證するに足るといはれる。我々は史家が此くまで未現の材料を搜り、綿密の研究を遂げられたのを多とすべきで謹てその勞を謝する。然し如何なる記録があるにしても、後龜山天皇に上皇の尊號を奉

られた事實は赫々として消し得ない。太上天皇の尊號が當時如何なる意味であつたか、史料に就ては我輩は之を知らないが、夫が元來先帝御遜位の後、又は特に主上の父君に捧げらるゝが一般の名分である事と承知して居る。元中九年閏十月に於ける神器授受が如何の禮に依られたかは、暫く史料研究者の研究を信用するとしても、翌々年の改元といひ、それと同時の尊號奉呈といひ朝廷の大事として扱はれたゞけは、どうしても明白である。この際の神器授受を稱して、「北朝が南朝を合せたのである」といひ、又はその由來を述べて、「明德年中には盛衰の形勢已に定まつた後に、正統たる北朝が名實共に合一の實を揚げられた」と論じ、最も甚しきに至つては、「その實は南朝が北朝に降参したのであるなど傲語する人達は、どこまでも名分を見ないやうにして、勢力の消長のみに着目するらしい。勢力の消長盛衰を元にして、強い方に利益ある材料を搜し出し、その反對の材料は之を偽書と斷ぜられるのは、足利氏に就いてその利益分配に與つた史家ならばいさ知らず、事實を重んずるといふ明治の史家としては、甚だ合點の行かない研究の方針であるまいか。ま

して名教を重んずる立場から見れば、その研究法は不思議といふ外はな
 So. Might is right (力即ち義)といふ思想は、マキャベリスムの政治家や、グム
 プロキツ崇拜の社會學者の空論であつて、西洋に於てすら決して眞理でない
 (例へば之を古にしては、ダンテの帝王論や、今にしてはロシアの皇位でも、
 今のドイツの皇位でも、實力以上更にロマ帝國皇位の名分を正さうとして居
 る。まして日本國に於ては徹頭徹尾容れてならぬ悪思想である。此の如き思
 想が源平興敗の際に起り、北條執權時代に成長して、終に延元の恨事を生じ、
 それから以後足利の下剋上となつたのである。而かも日本國體の尊嚴は、こ
 の滔天の悪思想にも、その根底までは侵蝕せられないで、元中の讓位にその
 名分の閃光を放ち、終に明治の維新、王政復古を實現するに至つたのでない
 か。然るにこの王政復古(即ち建武中興のつゞきで又その完成)が大成した今日、
 更に此の如き實力が即ち正義だといふ思想で史料を研究する人を生ずるに至
 つたのは、何たる奇怪であるか。吉田博士の北朝正統論の如きは、最も赤裸
 々にこの思想を代表するものであるが、三上、喜田兩博士の兩立論も、歸着

する處、名分よりは實力を重んずるといふ思想を養成すべき酵母である。

要するに、史家で南朝正統に反對する人々は、神皇正統紀の如き南朝方の
 記録ばかりに據つてならぬといはるゝが、その人々はその反對に北方の記録
 を偏重せらるるといふ譏はどうしても之を辭する事は出来まい。(此等の點に
 就て笹川臨風君が萬朝報に論じて居るから、我輩歴史家でないものは、暫く
 之を省いておく)。その上、先に掲げた三點について、前二點の讓位を正當の
 皇位繼承であるかの如く斷じ、又元中の合一を南朝の降服何といふ名を用ひ
 られても、論點は此に歸者するだと主張する人々は、史實の研究に基づくと主
 張するが、その材料の強さは、正統記や大日本史の斷案を覆すには足りない、
 まして大義名分に基く道徳的判斷に於てをや。十分の強みもない史料に基い
 て維新の大業に原動力をなした思想を覆し、國民教育の上にて名分を曖昧
 に附しやうとするのは、何の動機に出たか、我々には到底理會し得ない。始
 めに云つた通り、德育名教は虚偽の歴史の上に打ち建てられるべきものでな
 い事は、何人も一致するが、今日の非南朝正統論者には、南朝正統論を虚偽

だと断ずるだけの有力な研究は、いくら聞き質して見ても出て来ないのである。

嗚呼、史學者としての非南朝正統論者は、史學者ならぬ姉崎博士の史論に對して、首肯するや否や。博士は筆を進めて「南北合一後朝廷の御扱の章にては非南朝正統論者の論據となせる楠氏の子孫に對する朝敵御免の特赦や、御歴代數の數方が北朝の代表によれる事や、北朝御歴代の御位牌などに關しては、「一言にして蔽へば、應永から慶應に至るまで、朝廷宮中で如何なる御扱又は慣例があつたとしても、此は武家政治の時代に、名教の明かでない時に、名教の明かならざる公卿百官の蒙昧から生じた事でないか。」と一喝し、「兩朝の正閏と臣下の順逆の章にては、「吾々は決して臣下の順逆を標準として兩朝の正閏を判断する者でなく、道德的判断の標準は全くそれと正反對である。」と結び、「正閏に對する臣民の判断の章にては、

臣民不可論正閏論者は如何なる意味で論ずると云ふ言葉を使つて居るか知らぬが、吾々の論ずるのは單に言説口頭の縦論横議でない。道德的判断を明確

にする爲めに真理の所在を論究し、大義名教の依つて立つ所を解明しやうと云ふに在る、論究し解明し得たならば、それを又事實に於ても實行しやうと云ふのである。即ち歴史の研究から大義名分の論議が生じ、此の論究の結果忠節道德の實行が生ずる。吾々の論ずるのは此意味での事であるから、其點を能く呑み込んで吾輩の云ふ所を聞いて欲しい。

といふ大抱負を吐露して、大に正閏の論ぜざるべからざるを切論せられたり。博士の著「南北朝問題と國體の大義は、以上の所論と問題の道義的解釋」と題したる一論文とを合編したるものなるが、その後篇は「南北朝問題の道義的意味」、「南北朝問題と神代卷」、「國體の大本と名教の活用」といふ三章より成れるものなり。更に「國體と名分とを論じて正統論に及ぶ」といふ議論を閱讀するに、左の後半こそ特に面白けれ。

吾等常にロマンチック的小説を讀て、面白味を感じるを禁じ得ません、左れどそれがもつ／＼空中樓閣であるから、讀み終と共にその面白味は消えて無くなり、南北朝史に到りては、其面白味がロマンチック的小説に譲り

ません、そして讀み終りました後に何物か、吾々の頭の中や體の中に残つて、何時までも消えませんが、これが乃ち國史の信念であつて、その信念が乃ち國體であるのです、そしてこの信念なるものが、何ものであるかと申しますと、乃ちこれが二千五百年と申す、長い長い間傳へて來た、吾々大和民族の忠の凝つて出来るものであります、それを説明するには國史の神代卷と申す最良のものを借りて、吾々が母國たる此美しき大日本國が如何に古く、如何に久しく教訓され素養されたかを見ねばなりません。

國史の神代卷に古事記と日本書紀との二つがありまして、大同小異てよく吾々祖先のさまを傳へて居ります、そして此中に立國の大本がチャンと教訓されて居ります、大義名分も此中に在ります、忠君愛國も此中にあります、而して正閏論を判斷すべき教訓も此中にあります、神代卷は永久に不滅に國史の信念を絶えず吾々に吹き込めて居ります。

私は宗教史を専門に研究いたして居るものであります、宗教史の立場から見た神代卷には、非常に數多き自然神話が含まれて居ります、非常に數多き

自然神話が含まれて居ると同時に、又た信すべき歴史的事實が多く含まれて居ります、自然神話は歴史ではないが、この神話に依りて國民性の發揮されて居る點も少くない、神話を以て歴史を見る事は出来ませんが、少くとも之を以て歴史の補助にすることは差支へありますまい、たゞ今日に在りては何處までが神話で、どれだけが眞の歴史であるかは、まだ誰人も之を指摘し得る程に研究が進ては居りません、私は私の信すべしと信する範圍に於て、神代卷に就て前申し上げた數箇の教訓を説明いたしませう。

古い事は必要が無いから申しませんが、諸冊二尊が我國の開拓者であらせられまして、其御子の天照皇大神宮これか天祖と申して御皇室の御始祖であらせらるゝ、その御誕生の事を書紀にかう書いて居る。

既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰吾已生大八州國及山川草木、何不生天下之主歟、於是共生日神、號大日靈尊、此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、此時天地相去未遠、故以天柱、舉於天也、

この美にして靈なる日の御神か、乃ち吾々が仰ぎ観る皇室の望てあります。その次に月神蛭子神を生まれまして、その次に素盞鳴尊を御産になりました、その事は同じ書に、

五八六

次生素盞鳴尊、此神有勇悍以安忍且常以泣哭爲行、故令國內人民多以夭折、復使青山變枯故其父母二神、勅素盞鳴尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙、固當遠謫之根國矣、遂逐之、

父母の御神は天照皇大神に天を知らしめさせ給ひ、素盞鳴尊に地を知らしめさせ給ひました、これが乃ち名分てあります、同じ書に天照皇大神宮の仰として

吾弟之來豈以善意乎、謂當有奪國之志歟、夫父母既任諸子、各有其境、如何棄置當就之國、而窺竊此國云々、

名分の重せざる可らざるや此くの如く大なるものであると云ふことを示されて居ります。

さて是より素盞鳴尊の暴虐に依りて、天照大神の天岩戸に御かくれました

すに到りました迄の間の事は、世の治く知る所でありますからこゝに申述ぶる必要はありません、そして吾々は此大變事よりして、如何なる教訓を受けたかに就ては餘程慎重に考へねば成りません、私の考へに依りますと

(一) 御兄弟御不和の際に當り、八百萬神乃ち忠良なる臣民たる吾々の先祖は、只一人たりとも素盞鳴尊に従ふものなく、盡く正統の君たる天照大神に付きし事。

(二) 此時吾々の祖先たる忠良の臣民は、雲に隠れたる天日を再び世に出さんために、長き間非常なる苦心に依りて終に正統の君たる天照大神を世に出しまいらせし事。

(三) 而して後此事件の主動者たる素盞鳴尊を、八百萬神の會議に依りて、聳を絶ち爪を抜いて追放せし事。

此三つの教訓に就て、吾々の一考せねばならぬことは、今後に於てかゝる不祥なることの再び起るべきやうな事は、萬々ありますまい、しかし萬一、萬々一にも、かゝる不祥なる事が御皇室の間に起る様なことがありましたら、

吾々はいかにいたすべきでありませうか、篤と諸君の御一考を願ひます。

しかし幸にして素盞鳴尊は其過を改められました、八岐の大蛇を退治して寶劍を姉君に捧られ、朝鮮へ交通せられて之を開拓し、又た歸りて紀州で植林の事を營まれました、これ等は勇猛なる男性的事業で、改悛せられた後の尊は誠に仰ぐべき國民の儀表でありました。

國民性の信念は遠く上代に起り、神代卷の一卷は國體と大義名分と、變に處する國民の覺悟とを遺憾なく教訓されて居ります。

しかし上代の事は何分にも神秘的で十分に判明しません、此精神を發揮致しましたのか南朝忠臣の行動であります、此時の吾等の祖先の大部分は、不幸にして天岩戸の時に於ける吾等の祖先の如く忠良でありませんでした、南風競はず、吉野の花空しく散りましたが、其遺薫は千歳に亘りて國民性の教訓となり、信念となりて、國基を擁護するものとなりて、長へに活きて居ります。

正閏論などは最早今日では問題となるべき價値はありません、一日も早く

國民性信念を破壊するやうな教育法を改めて神代卷に於て教へられた訓戒に依りて、千年萬年に亘りて國體を擁護するの大根柢を作らんことを希望いたします。

博士の眼を神代の昔に馳せ、また千年萬年の後に注ぎたるは、我等もまた至極同意する所なり。

(12) 福本誠氏の説 氏は政論家にして、國民黨に屬せる代議士なり。二月二十三日の國民黨懇親會席上にて、大義名分上より南朝の正統なるを演説したりき。その筆記を見るに、

南北朝の正閏論に就ては、二三學究の間に種々の疑義を挿む者なきにあらずと雖、本問題は既往數百年間研究の結果明確に決定されたる事實にして、最早や學術界問題にあらず。蓋し皇祖の神誓に豐葦原の瑞穂の國は我皇子の治らすべきの地なりと宣ひて、三種の神器を授け玉ひ、推古天皇十二年聖德太子の制定し玉ひたる憲法第十二條に、國に二君あらず、民に兩主なし、率士の民は王を以て王となすとあり。更に文武天皇の大寶令あり、以上は建國

以來確定せる我帝國の大憲なるが、之に依りて考ふるに、我帝國の天皇たるには自ら四ヶ資格を具備せざるべからざるを知る。即ち第一は正しき皇胤たらざるべからず、第二は正統なる皇位繼承者たらざるべからず、第三は正統なる神器の繼承者たらざるべからず、第四は率土一王たらざるべからざること、即ち是なり。而して北朝の天子は如何、正しき皇胤に相違なしと雖、皇位を正統に繼承せられたるにあらず、又神器を正統に繼承せられたるにあざるは、歴史に明白の事實なり。況んや一方に南朝の正統なる天皇嚴然たるに拘はらず、更に北朝を正統と認むるに於ては、即ち天に二日なきの大義に反すべし。若し夫れ神器を繼承せずして帝位に上りたる先例を求むれば、安徳帝西海に蒙塵の後白河上皇が後鳥羽帝を擁立したる場合あるのみ。此時に當りても、神器を奉ぜずして帝位に即くは一時の權宜としては或は可ならんも、之が爲めに將來姦臣をして皇位を覬覦せしむるの端を啓くなきやを憂へ、上皇に神器の遷都あるまで即位の大禮を見合されんことを諫争したるものあり。般鑒遠からず、北條高時足利尊氏等の神器を奉ぜずして北朝を擁する事

あり、更に下て、徳川幕府が寛永寺の宮を奉じたるは、一朝朝廷にして徳川氏に託されたる大權を返上せしむる御企あらん場合に宮を奉じ、北朝を造らんとこの政略に出でたるは掩ふべからざるの事實なり。現に明治維新の際官軍江戸城を陥るゝや、彰義隊は宮を奉じて官軍に對抗せんとしたるも、宮の忠誠なる卿等余を奉ぜんとするも、神器なきを奈何せん、と仰せられて、之に應じ玉はざりしは、實に幸と云ふべし。今や世界の風潮は、十八世紀以來自由平等を尊び、歐米の諸國にして國體を變革するもの少なからず、而して社會の思潮は、日一日として新らしき理義を喜ばんとするの時に際し、大義名分を紊りて足利時代を再現することもあらんか、帝國の將來を如何せんとするか、之を要するに、武家政柄を握りて以來、皇室陵夷すること三百年、其間勤王の十大義名分を明かにするに努めたり、彼の水戸光圀は、身三家の隨一として、大義名分を明にするの結果は、必ずや徳川幕府を覆滅するに至るべきを知りながら、大義親を滅するの覺悟を以て、封の一半を大日本史の編纂に没したるが如き、是れ唯國體を擁護せんと欲したるが爲めのみ、又岩倉

公總裁となり、山縣公幹事として、勅命を奉じ、太政官に於て編纂せる大政紀要には北朝の五帝并に帝となし天皇と稱せずとあり、更に元老院の編纂に係る皇位繼承篇に於て、南北朝を分つに正位不正位を以てし、後小松帝を初め不正位後正位となせり、斯くの如く兩朝の正閏柄として日星の如く、我國三千年來不文の憲法と見るべき大義名分を一個の私見を以て紛更せんとするは、實に大逆の所爲と云ふべく、殊に國民の志操精神を涵養せんが爲め、國定教科書に明記するに至りては、之を評して教育上の無政府主義なりと云はざるべからず云々(時事新報)

とあり。特殊の見解にはあらざれども、能く其の寛永寺の宮の事を演べられたるを見よ。かの時若し徳川氏が飽くまで頑強なる態度をあらはし、宮にも御賛成の意向を表し給ふことなどありしならば、天下の事未だ必しも知るべからざりしならむ。思へば、大義を明にし名分を正すの必要なる、豈多辯を待たひや。

(13) 副島義一氏の説 法學博士副島義一氏は有名なる憲法學者なり。三

月二日發行のやま[△]と新聞[△]の報ずる所によれば、氏は大日本國體擁護團の講演會において、「國法學上より南朝の正統なるを論ず」といふ題の下に、大要左の如きことを述べられたり。

◎南北何れが正位か、共に正位にして並立のものか、之を決するに先づ皇位繼承の當時に於ける繼承の標準を知るが何より必要である、この標準を知るには、充分なる歴史の材料を必要とする、然し今日までの材料研究の結果では、先づ天照大神の血統に出てられたものが皇位を繼承すると云ふことは勿論である。

◎天照大神の御血統のうち、如何なるものゝ間に、繼承が行はるべきかと云ふにまづ先きの天皇が後の天皇を立つることを得るのだ、そこで歴史の上では讓位又は遺詔によつて繼承が行はれ、さうでなくば皇族會議で決せられ或はそれも出来ない場合に、血統の順序によつて繼承が行はれて居る。

◎次に三種の神器を占有することが國法上如何なる効果あるかといふに、神器の占有は正統天子たる原因で無い、唯正統の天子だといふ一個の證明とな

るに過ぎぬ。國法上からいへばこは動かす可からざる定論と見て可い、故に正統の權利なくして神器を占有しても、それは正統の天子でない。

◎また天子は一人でなくてはならぬ、これ亦争ふことのできぬ國體の大義である。正統の外に、更に他の正統の有るべき筈がない。一は正統であれば他は必らず正統でない。之は正文の憲法なき時代にあつても、明確に定れる國體の大本である。

◎以上國體の大法を後醍醐天皇の時代に適用して見よ。

先づ後醍醐天皇の正統の天子より位を繼がれたことは正確なる事實で、これには恐らく何人も疑を挟むものは有るまい。後醍醐天皇が光嚴天皇に位を譲り、神器を御渡しなされたといふ、その神器の眞なるか偽なるかにつき異説がある、史實に明ならぬ我輩には、此際に於ける神器の眞偽は判らぬ。

◎然し神器が若し眞物であつても、讓位の意思が明かに發表されたか何かである。若し讓位の意思が無くば眞の神器が渡されても讓位は成立しない。所で彼の時代に於て後醍醐帝に讓位の意思がなかつたことは、前後の事情を見

ても最も明白である。

◎後醍醐帝が隱岐に行かれてからも光嚴帝の皇位を認められたことは無い、又還幸あつてからも即位式を行はれたことがない。是を以て見ても讓位の意思なきは明白だ。

果して然からば、神器の光嚴帝に移つたことにも脅迫の事實が含まれてゐたに相違ないとの推定も出来る。素より斯の如き事實有無の問題は宜しく歴史家の考證に委ねるより外はないが、然しこの事は今日幾んど争ふべき餘地が有るまい。

◎後、尊氏の勢力強大となりて、光嚴天皇に讓位あつた、然しこの場合にも帝の意思は自由でない、一方脅迫の事實があつた、随つて皇位は移らない、それから吉野に行幸あつて南朝の天子として立たれた、

依て南北兩立の時代には南朝は正で、北朝は閏である、論斷は如此簡單明瞭である、

若し北朝の正統を主張せんとするものは、讓位の意思の充分明確なりしを

證明せねばならぬ、然らざれば北朝正統論は成立しない。

◎南北並立といふ説がある、然し國は一である、一の國に二の天子同時に立つことは能きぬ。若し同時に二人の天子を認めるならばそれは共和政體である、これに就て三上博士は並立と學問上明かに認めると言つたが、どういふ學問上から認められたのであらう。

國法上からいふならば花園上皇の院宣が天皇を立てる効力あるか、何うか、後醍醐帝あらば花園上皇の帝權なきは無論である。

◎或は南朝の人も北朝の年號を用ひて居ると云ふ者がある。然し一方の歴史家の説によれば南朝は其年號を用ひたといふ。

或は吉田東伍氏の如きは、今上天皇はじめ伏見宮殿下など、皆北朝の血統だと云つてゐる。然しこの事が南北兩朝の正閏に何の關係が有らう。吉田氏は三種の神器だけでは論斷ができないと言ふ。これは可い、さうすれば吉田氏の北朝正統論は成立しない。

氏の立脚地は是にて明かなるが、四月一日發行の太陽誌上に掲載せしめられた

る「南朝正統論の根據」と題せる談話筆記は、史實の研究において、稍詳に入れり。その一章を抄録せむ。

後醍醐天皇の皇位繼承者

後醍醐天皇が正當の天皇にて在せしことは、何人も異存のない處である。即ち後醍醐天皇が先皇花園天皇の皇位を適法に繼承せられたことに就ては一點の疑を容るべき餘地もない。疑問は後醍醐天皇の皇位繼承者が何人にて在すかにある。先づ最初に問題となるのは光嚴帝である。光嚴帝は後醍醐天皇の皇太子に立てられて居給うたが、後醍醐天皇が笠置を御没落、北條氏の捕ふる處となつて隠岐に御遷幸の際に、北條氏は光嚴帝に御讓位を迫り、兎も角も神器の渡御はあつたらしい。併し後醍醐天皇に御讓位の意思があつたかと云ふに、今まで分かつて居る史料では一向左様の事實は證明せられぬとの事である。然らば三種の神器は如何にして光嚴帝の占有に歸したかと云ふに、これも亦分明でないが、恐らく北條氏が、兵力を以て掠奪したものであらう。

五九八

兎に角後醍醐天皇に御讓位の意思がないのであるから、如何に三種の神器を占有せられて居ても光嚴帝は正當の皇位を繼承せられたとは申されぬ。久米邦武博士は御讓位の意思なくして皇位の繼承ありし例として五歳の六條天皇が、高倉天皇に御讓位あつた場合を擧げて居らるゝが、天皇が未成年者にて在す場合は上皇若くは法皇が後見人としての御資格で御裁決遊ばさるゝこともあらうが、後醍醐天皇の場合は之と異なつて未成年者でもなければ、又統治權を法皇や上皇に委任せられても居らせられなかつたのであるから、ひとり天皇の御意思にのみによつて決すべき者である。然るに前述の如く天皇には御讓位の意思がなかつた。久米博士は又後醍醐天皇京都へ還幸の後、光嚴帝に太上天皇の尊號を上つて居られるから、却つて光嚴帝の御在位を認められた證據となると云はれるが、當時の詔書には、皇太子避儲位於青閨之月。伴仙遊於射岫之雲とあるから、皇位に即かれたことを御認めになつて居ない。故にこの太上天皇の尊號は單に光嚴帝の御心を慰めるために上られた尊號に過ぎないと思ふ。斯く論じて來ると光嚴帝は後醍醐の正當の皇位繼承者でな

いことは明らかである。

次に問題となるは光明帝である。光明帝は足利尊氏が九州から東上して再び禁闕を侵し、後醍醐天皇叡山に行幸ありし際に擁立したもので、光嚴上皇の歡慮によつて御即位ありしものである。當時叡山の官軍勢振はなかつたので、後醍醐天皇は陽はつて尊氏の虚偽の降を容れ、叡山を下り給うた處、尊氏之を華山院に幽し奉つて、神器を光明帝に渡御せられんことを強請した。天皇は豫ねて御用意のありし偽器を授けられて、眞正の神器を持って潜かに吉野に行幸になり、決して光明帝の皇位繼承者たることを御認めにならなかつた處で見れば、天皇に御讓位の意思のなかつたことは明白である。されば光明帝も亦後醍醐天皇の皇位を正當に繼承せられた御方ではない。

茲に於てか残る處の問題は後醍醐天皇と後村上天皇との間の皇位繼承となるが、これは一點の疑を容るべき餘地もなく正當の皇位繼承で、其際の御遺詔にも、朕即ち早世の後は第七の宮を天子の位に即け奉りてとある。正しく神器の渡御もあつた。完全無缺の皇位繼承である。故に私は後醍醐天皇の皇位

を正當に繼承せられたものは後村上天皇の外にないと斷言するのである。既に後村上天皇が正統の天皇であらせられる以上、其系統を御繼ぎになつた後龜山天皇が正統の天皇であらせられるは無論の話で、後龜山天皇の皇位を繼承せられたる後小松天皇以前の北朝の諸帝は決して正統の皇位を繼承せられたものではないのである。

氏は是より北朝正統論者及び兩朝並立論者の論據を衝き破り、更に皇位と權力との別を説きて、「皇位の正閏といふは事實の上に下せる法理上の斷案である。單に事實を事實として認め、若くは權力の強弱に依つて定まるものではない。」と斷言せり。而して、その兩朝並立論を批評したる論中に「既に後醍醐天皇が在らせらるゝ以上、上皇の院宣が新天皇を立てる効力を有するものであると云ふことは、國法上到底承認することが出来ない。」と喝破せり。これにて、黑板博士の絶對主權説も憲法學者によりて承認せらるゝこととなれり。そは、後醍醐天皇は御在位中決して統治權を他に御委任あらせられざりしによる。

(14) 市村瓚次郎氏の説 文學博士市村瓚次郎氏は支那史專攻の學者なり。

而して本問題に關しては、三月十五日發行の日本及日本人に掲げられたる「南北正閏論に就いて」によりて見るも、三月二十日發行の教育界臨時増刊の「南朝號にかゝげられたる「南朝正統論」によりて見るも、南朝の正統たるを主張せらるるは明かなり。その史實の上より兩朝の並立を認めて、これに倫理學的、法理學的常識より南朝を正統なりと論斷したる、穩健なる議論といふべし。たゞし特殊の意見にあらざれば、茲には全部掲載するを見合はせ、その正閏に支那における日本におけるとの相違ありといふ比較論のみを紹介すべし。

先づ正閏と云ふことは、どう云ふ意味を有つて居るかと思ふことを明にして置きたいと思ふ。正閏と云ふのは、換言すれば正統、不正統と云ふ意味に過ぎないのであります。元と支那傳來の言葉であります。支那には正統、霸統と云ふ言葉もある位であります。

此の正統、不正統はどう云ふ意味でありますかと云ふと、私の考へには、支那と日本とに於て定義を異にして居ると思ふのであります。支那で言ふ正統と云ふことは、歐陽修若くは蘇東坡などの正統論に就て見ても、又それよ

り以前の其の言葉の出處に考へて見ても正しいと云ふ意味と、統一と云ふ意味を兼有して居るのでありまして、日本で稱する所の正統は支那の文字を用ゐたのでありますけれども、其の意義を考へて見ると云ふと、正しい系統、即ち正しい皇統と云ふ意味を含んで居るやうに思ひます。此の意味が既に支那と日本とに於て、區別を認めなければならぬのであります。

支那の正閏と云ふことは、國家の繼續の場合に認めるのであります。例へば秦の次ぎに漢が起つたとか、或は隋の次ぎに唐が起つたとか云ふやうな、國家の革命の時に乗じて、其の前の亡びたる所の國の後を如何に之を繼承したとか云ふことに就て、そこで正閏を論ずるのであります。日本の正統と云ふことは、其の國家は古來からして變遷して居らぬから、國家の繼承と云ふことよりは、寧ろ皇位の相續繼承と云ふことの意味からして、その意味が出て居ると思ふのであります。斯の如く同じく正統と云ふ言葉でありながら、支那と日本とに於て、其の意味が異なつて居ります。之を應用する所の場所も違つて居るやうに思ふのであります。それ故に正閏を定むる必要は何が故

に正閏を定めなければならぬかと云ふことに就ても、支那と日本とに於て趣きを異にする譯になつて居ります。

支那で正統論の出る所以と云ふのは、第一は道德的の觀念と、それから統一的の理想、とがあつて即ち正しく國家を繼承したと云ふ意味と普天率土の一つの王者が統一すべきものであると云ふ理論とが正統論の基になつて居ることは勿論であります。

第二は歴史の編纂の上に就て正閏を定める必要がある場合がある。それは支那歴史の記傳體の種類にて史記とか、漢書とか云ふものになりますと帝王を本紀に立てると云ふ組織であります。それから又編年體の歴史になると、年號を用ゐて其の年を排列する、故に國家分立の場合に何の國の君主本紀とするか何の國の年號を採用するかといふ必要も起ります。

第三には正閏を定める所の論者の國家境遇が餘程關係をして居る。例へば晉の陳壽の三國志、宋の司馬光の資治通鑑に於ては魏の國を正統と認めて居る。所が東晉の習鑿之の漢晉春秋、南宋の朱子の通鑑綱目に於ては、蜀の國

を正統として居る。是等は其の歴史を書くに就ての正統を定める必要があると同時に、之を定むる所の標準が餘程論者の國家の境遇と關係して居るやうに思はれます。晉や宋や時代に於ては、支那の統一をして居ります時分でありますから、魏の國を正統とすると云ふ方が都合がよい、東晉や南宋の時分になると、是が南方に僻在した時代でありますから、自然に蜀の國を正統とすると云ふやうに傾かざるを得ない事情がある。若し然らざれば自分の國家が正統でないやうな形になつて來るのであります勿論單に論者の境遇ばかりで正閏を定めた譯ではありませぬけれども、兎に角境遇と云ふことが之を定めることに就て關係のあつたことは認めなければならぬ。

そこで支那の方に於ては、正統と云ふことに就て、必しもずつと歴代を通じて認めないこともありますが、是は正統の定義が違ふから仕方がない、例へば夏殷周とか、或は漢唐宋と云ふやうな國の繼續が比較的正しくして、さうして統一をした處からは是れ等の國を即ち正統と認めて、其他國の間は正統が絶えてないと云ふやうな風の論も表れて居る位であります。支那の正統論

と云ふやうなものは、ずつと繼續して居らんければならぬと云ふやうな論ばかりでない、であるから日本の正統論に比ぶれば、餘程趣きが違ふと見なければならぬ。

支那の正統論の起りました所以は、さう云ふ譯であります、日本の正統論は正閏を定める必要は日本の國家の成立ちの原則の上からして極めなければならぬ必要が起つて來て居る。そこで日本の國家の成立ちと云ふことを明にしなければならぬ譯であります。是は申すまでもないことでありますけれども、憲法の第一條に、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と云ふことがある、即ち日本國家の來歴を言ひ表したものである。是は必しも憲法を定めた時分新たに出來たこととてなくして、古來からの歴史的の事實と宗祖の遺訓を本にして、此の第一條が出來たのであります。即ち天祖の瓊々杵尊に賜つた勅語に據つて考へても、此の日本國と云ふものを天孫の子孫が統治すると云ふことは勿論、其の統治するに就ては皇位に三種の神器が必ず伴ふべき慣例になつて居ります、さう云ふことは已に明になつて居るのであります

六〇六

から、古來の歴史上の事實に照し、國家成立の原則に據つて考へて見ても、日本の國家は即ちどうしても一つでなければならぬ、又國家が一つであれば之れを統治する所の主權者は即ち御一人でなければならぬと云ふことは申すまでもないことと思ふ。現に皇室に伴ふ三種の神器は一種であつて二通あるものでないならば、勿論日本の天皇は御一人でなければならぬと云ふことが明かに示されて居る譯であります、此國家の成立の原則に就ては如何なる人と雖も異論はあるまいと思ふ。天皇が幾人もあると云ふことはどうしても許すべからざることであると思ふ。所が日本の歴史の上に於て南北朝の時代の事實は即ち其原則に反して居る事實が現はれて居る、南北に分れてさうして天皇が二人あつたのであります、是れは詰り歴史の事實である。之れを否定する者は誰もなからうと思ふ。殊に比較すれば南朝より北朝の方が有力であつたと云ふやうなことも、事實であつて否定することは出来ない。斯の如き實際上の事實を見ると、茲に日本には皇位が二つに別れて居つた様の事例がある、けれども日本の國家の原則の上から見ると、是れはどうしても異例で

ある、そこで此の國家の原則の上から此歴史の事實を照して何れが正統の天子であるかと云ふことの斷案を茲に下す必要があると思ふ。即ち史實に對する批判の必要が起つて來る所以である、而して此批判は國家成立の原則に基いてしなければならぬ。

此の如く見來れば、久米博士の「日本には正統論あるべからず」の如き意見は起るまじきなり。久米博士等は何を血迷はれけむ。

(15) 三浦周行氏の説 文學博士三浦周行氏は我が武家時代史には造詣深

しとの聞ある人なり。博士の「南北朝論」は四月一日發行の太陽に掲げられたり。史實の記載の詳細を極めたることは、今日世に公にせられたる諸家の議論中に於いて、第一等を以て推すべし。故に我等は諸家の意見の殿軍として、その繁を厭はず、遺漏なく紹介せむと欲す。

まづ南北朝史の記載より紹介せむに、博士は、南北朝の事を説かむとするには、勢ひ兩統の分争に溯らざるべからずとて記して曰く、

兩朝の分立が、後嵯峨天皇の御遺詔に基けるは何人も知る所なり。この御

遺詔は從來梅松論太平記等の記事に據りて、一般に、後深草天皇が長講堂領百八十箇所を御領とし給ふ代りに、御子孫永く皇位の望を絶たるべく、龜山天皇は御在位ありて皇祚を累代に傳へ給ふべしといふにありしと信ぜらる。されど余の先きに正確なる史料に基きて潛心研覈せる結果は舊説の訛謬多くして信憑すべからざるもの多きを發見し、去三十九年五月、史學會の例會に於て之を發表し、又拙著鎌倉時代史四四七頁以下に略述せる所なり。今一々之を指摘せんは、餘りに煩瑣に亘るを以て、唯其要點を擧ぐるに止めんに、後嵯峨天皇の御遺詔は單に御領の御處分に限られたり、これと密接の關係を有する龜山院御凶事記なる同院の御遺詔の意味の如きも、從來皇位の繼承に關すと信ぜられしは亦誤解にて御領の事に止まれるのみならず、事實は世説に反して、龜山天皇の御得分却つて後深草天皇の上であり、而して皇位に就きては後嵯峨天皇遺令して後深草龜山兩帝の内より鎌倉幕府の奏薦に委し給へる外何等の叡慮をも表示し給ふ事なかりしなり。然るに後嵯峨天皇は幕府の平素最も信頼し奉れる君なりしかば、幕府は天皇の叡慮を尊重するを可な

りとし、中宮大宮院に就きて御素意の龜山天皇にあらせられしと承り、一議にも及ばず協贊を與へ奉れり。これ世に現はれたる史料の中にも、五代帝王物語神皇正統記等に明記せられ、兩統の共に異議なき所なり。唯持明院統は此の御素意を以て天皇の旨を矯められしものと認めらるゝのみ。天皇の御素意が明確なる記録に存せざるの一事は、端なくも茲に兩統分争の端を開けり。而かも天皇が後深草天皇をして皇位を龜山天皇に譲らしめ給ひ、又後深草天皇に二皇子の座しゝに拘らず、龜山天皇の皇子(後宇多天皇)を立て、皇太子となし給へるが如き其御遺領の多くを龜山天皇に授け給へるが如き、所謂御素意が事實として殆ど否定すべからざるものたるを證すべきに似たり。されどこの御素意は後深草龜山兩帝間の御事に止りたりしを世説が永く兩統の御子孫に涉れるものゝ如くに解せるは亦誤れり。而かも後深草天皇は御長嫡にましく、後嵯峨天皇崩御の後は代りて院政を聽き給ふべく豫期せられたりしに、此事なくして、龜山天皇の御親政となり、尋いで後宇多天皇の御踐祚後も親く院政を視給ひしより、自然の結果、後深草天皇の御子孫は永く皇位よ

り除斥せられ給ひし姿となりて、皇位の繼承上、最も不利益なる地位に立たせ給へる事争ふべくもあらず、是に於て兩帝の間御不和を生じ、朝臣も亦各々黨を立て、相争ひしかば、兩統分立の形勢全く成れるなり。

幕府は固より後嵯峨天皇の御素意を疑ふものに非ず。されど後深草天皇の御失意に對しても亦深厚なる同情を寄せ奉り、建治元年、天皇の皇子(伏見天皇)を龜山天皇の御猶子として、後宇多天皇の儲位に立て奉れり、然るに持明院統の御書策着々其効を奏して、幕府は漸く龜山天皇の幕府に對する御異圖を疑ひ奉り、弘安十年、伏見天皇の踐祚を奏薦し、正應二年又皇子(後伏見天皇)を以て皇儲に立て奉りしかば、後嵯峨天皇の御素意は事實に於て全く破れたり。これより後、兩統交々、幕府に向つて要求せらるるところありしかば、幕府は遂に兩統迭立の議を立て、後二條花園後醍醐の三帝相次いで皇祚に登り給へり。されど兩統の迭立は、皇位の獨占を望み給へる兩統の何れもに通じて御満足を與ふべきに非ず。故に兩統間の暗闘絶えず繰り返されて、幕府も其舉措を失へる爲め、文保元年花園天皇の御在位中、他日皇太子(後醍醐天

皇踐祚の後は、後二條天皇の第一皇子邦良親王を皇太子に立て、然る後、後伏見天皇の第一皇子量仁親王(光嚴天皇)を其皇儲に立てんとの策を定めて兩統の御同意を経たり。これを文保の御和談といふ。此くの如くなれば、大覺寺の皇統重ねて皇位に即き給ふ事となりて、兩統迭立の議亦自ら破るべし。されば後醍醐天皇踐祚の後は邦良親王御讓位を望み給ひて、大覺寺統の中自ら亦二派に分れ、天皇は持明院統以外、更に同統中より皇位を望まれて不安の叡慮に堪へ給はず。加ふるに最後の解決者たる幕府の方針動もすれば動搖を生じて、何時如何なる變更を見んも計られざるは、文保の和談近く之を證せり。是を於て天皇は遂に討幕の大計を立て給ひ、一たび發して正中の變となり、二度發して元弘の變となりしも、不幸にして事皆成らず、元弘元年八月、天皇劍璽を奉じて笠置に潜行あらせられしかば、幕府は一方兵を發して西上せしむると共に、他方に廢立を斷行せり。是より先き、邦良親王既に薨じ給ひ、量仁親王太子にて座し、かば、幕府は壽永の例に遵ひ花園上皇の詔命によりて之を擁立し、上皇親く院政を聽き給ふ事となりぬ。

所謂壽永の例とは、壽永二年、安徳天皇が平氏に擁せられ、神器を帶して西國に赴き給ひし間、後白河法皇の院宣に依りて、後鳥羽天皇の踐祚を見たりしをいふ。當時法皇は皇位の一日も曠うすべからざるを以て、新帝を立てんとせられしも、安徳天皇は京外に座して、御受禪の事行はれざりしのみならず、皇位の繼承に缺くべからざる神器の授受も亦望むべきにあらず。故に繼體天皇の、初め臣下に迎へられ給ひし時未だ神器を受けられざる以前なりしもなほ天皇と稱せられ、樟葉宮に遷り給へる後、劔璽を得て初めて即位あらせられたる先例により法皇の詔命を以て神器を缺けるまゝ、破天荒の踐祚を行はせらるゝ事となれり。されど法皇は如何にもして神器を歸座せしめ給はんと源頼朝に諭して追撃の師を緩うせしめ給はんとし、扱は源平二氏の構和をさへ行はしめんと望み給ひしが、平氏の命を奉ぜざりし爲め、折角の軫念も水泡に歸し、騎虎の勢、壇浦の決戦となり、神器を舉げて海中に投ぜられたり。當代の識者月輪關白兼實は神器を受けられずして天位を踐まるゝ例なきも、皇位の一日も空うすべからざる爲め、先きには踐祚に協賛したりしが、

即位の大禮に至りては、嘗に先例なきの恨を遺すのみにあらず、延いて神器の重ぜられざる端を開き、亂逆を招くの源たるべければ、姑く其機を延べて神器の歸來を待たれん事を主張したりしかど、法皇は神器の紛失と看做し給ひて、後鳥羽天皇踐祚の翌年(壽永三年)即ち後鳥羽天皇の元暦元年(即位の禮を挙げしめ給へり。幸に鏡璽は全きを得て、元暦二年還京ありしも、寶劍は遂に浮び給はず爾來朝廷は祈禱に、奉幣に、占卜に、搜索に、あらゆる手段を講じて其出現を期せられしも遂に其効なく、建久元年後鳥羽天皇御元服の禮を挙げ給ふに及び、晝御座の劍を以て之に代へられ、承元四年土御門天皇位を順徳天皇に譲り給ふに至り、更に神宮より進めし御劍を以て寶劍に准ぜらるゝ事とはなれり。これ實に神器なき踐祚の先例として後世に准據せらるゝものなりとす。

かくて、幕府は天皇の廢立を行ふと共に、邦良親王の御子康仁親王を立て、皇太子となせり。幕府は此期に至るもなほ未だ兩統迭立の議を棄てざりしなり。後醍醐天皇は笠置の陷落後、東軍に擁せられ給ひて、十月三日六波羅

南郎に入御あらせられしかば、幕府は速かに神器を新帝に傳へ給はん事を要請し、天皇の神鏡を笠置の本堂に委棄し、神璽を山中の樹枝に掛け置き給ひて、寶劍をのみ帶し給へるも、御命にかけて渡し給はざらんとせし事太平記に見えたるが、花園院御記十月四日の條にも亦御悵惜の由に見えたり。されど幕府の強要によりてか、五日の條には枉げて授與に御同意の事見え、六日元曆の例によりて、神器授受の儀行はれたり。然るに大日本史には天皇の光嚴天皇に授け給ひし神器を新器となし、其理由として増鏡に天皇が神器を奉じて隱岐に赴き給ひ、車駕還宮の日、巡狩還都の儀を用ひ給ひし文を擧たり。これ同書に、元弘三年、天皇が伯耆より還御あらせらるゝに當り、重祚の儀を退け給ひて、遠き行幸の還御の式により給ひしを記して、璽の筥を御身に添へられたりとあるに據れり。大日本史には偽器の事諸書に云はずといへど、太平記にも實所寶璽に於ては後醍醐院元弘逆亂の始より玉體に従へて今まで隠し置きましまし、かば、眞實の靈物は徒らに邊僻の寶とぞなりにけると見え、て鏡璽の元弘以來偽器なる由をいへり。然るに所謂璽の筥は、多くの用例

にても知らるゝが如く、單に神璽の筥を意味せるものにして、三種に及ばず。是時天皇はゆくりなくも東軍に擁せられ給ひし事とて、僅々數日の間に、三種共新物を用意遊ばさるべき餘裕はなかりしなるべく。これを神璽の一種としたる方、當時の實録にも事情に合へるを覺ゆ。花園院御記十月六日の條に、當時公卿の劍璽を實見せる記事あり、これに據れば、劍璽は各々新調の櫃に納め封を加へありたれば、解き見しに異状なかりしも、唯御劍は石突損じ、璽の筥は絨緒少しく切れ居たりしと見ゆ、これ皇年代略記に、或説を記して、神璽聊仔細ありといふと吻合し、ともかくも神璽に異状ありしと推測せらる。而して天皇が獨り神璽をのみ御身に添へ給ひて他に及ばざりしは固とより急迫の際なりしによるべしとはいへ、劍璽が共に後世の模造たるに異なり、神代ながらの神璽を重んじ給ひしにもよらんか。後、天皇還幸に先ち、源忠顯入京して勅命を奉じ神鏡を西園寺家の北山の第より迎ひ取りて禁中に奉安せし事皇年代略記に見ゆるも劍璽に至つては見る所なし。

元弘三年三月、幕府は承久の例に任せて天皇を隱岐に遷し奉れり。然れど

も天皇は毫も自ら皇位を棄て給ふ叡慮なく、夙夜恢復を謀り給ひ、六月には隱岐より綸旨を鎌倉なる極樂寺に給ひ又八月には出雲鰐淵寺に宸筆の勅願文を賜ひて、御心中の御祈願の速疾成就を祈らせ給へり。同年四月京都に於ては正慶と改元ありしに拘らず天皇は猶ほ依然として元弘の年號を用ひ給ふ、叡慮察し奉るに餘あり。尋て天皇は隱岐より還幸以前に於て光嚴天皇を廢せられ、朝臣の官職は元年八月以前の舊に仍らしめられ、京都に還幸あらせられし後、廢帝に向つて太上天皇の尊號を上られたり。廢帝は先きに天皇の皇太子たられしより、天皇はなほ皇儲として認め給へるのみなれば、此尊號の宣下も皇太子が儲位を辭し給へるにより、先例なきも敬意を表してこの事ありしなり。神皇正統記にも廢帝を評して新帝は僞主の儀にて正位には用ゐられずと見えたり。従つて康仁親王の皇太子も自然消滅に歸し、天皇は皇子恒良親王を以て皇太子に立て給へり。

元弘建武の中興は當時の所謂公家一統の政治にして、其結果、皇位は天皇の皇統に限られ、持明院統は勿論大覺寺統の一流たる後二條天皇の皇統の如

きも全く皇位より除斥せられ給へり。これと同時に、大權は確實に天皇に歸したりしが、天皇は關白を置き給はず、唯左右大臣の輔弼の任に膺れる事延喜の舊の如くなりき。後醍醐の號空しからずと謂ふべし。而して文武の臣僚は皆天皇の直轄となり、其間幕府の存立を許されず。然るに鎌倉幕府の顛覆が、極めて意想外に迅速に進捗したりしより、朝廷にありては此大改革に要する諸般の準備を缺かれ、幾多政策の矛盾破綻を生じて、公家側にも、武家側にも、共に満足を與ふる事能はず。武家の重望を負ひて野心満々たりし尊氏は、此機に乗じて武家政治を謳歌せる朝野の不平黨を糾合し、東國を根據として兵を揚げ、延元元年正月、官軍を敗りて長驅京都に入りしかば、天皇は三種の神器を奉じて東坂本に潛幸し、一時其銳鋒を避け給へり。尊氏の軍尋いで利を失ひて西國に走れり。是より先き彼れの鎌倉に在るや、官軍と抗戦するを憚り自ら出家して罪を待たんとし、部下に要請せられて漸く起ちしも、其責任を擧げて弟直義に譲り、自後號令は概ね直義の名に於て發せられたり、是に於て彼れは深く成敗に鑑み朝敵の汚名を免れんとして密かに新田

義貞等の誅罰に關する光嚴上皇の院宣を申下し、錦旗を揚げて兵を徵するこ
とゝしたりき。

同年五月、尊氏大舉して西上し再び京都を侵し、かば、天皇重ねて東坂本
に幸し、三種の神器も亦渡御あらせたり。先きに院宣を賜ひし光嚴上皇は、
御惱と稱して京都に留り給ひしかば尊氏直に之を迎へ取り奉り、八月、壽永
元弘の例に遵ひて上皇の院宣に依り光明天皇は神器無くして踐祚あらせられ、
上皇院政を聽き給へり、爾來官軍利あらず、十月天皇は尊氏の請を容れ御和
談と稱して京都に還幸せらるゝ事となれり。こは固より天皇の御本意に非る
べきも、一時敵の壓迫を緩め給はんが爲めに枉げて之を許し給ひし事と察せ
らる。天皇還幸の後尊氏は其擁立せる光明天皇の爲めに神器の授與を要請し
て已まず、十一月、天皇劍璽及神鏡を新帝に授け、太上天皇の尊號を受け給
ひしが、尋いて皇子成良親王は光明天皇の皇太子に立てられ給へり。これ尊
氏か、鎌倉幕府の遺策に従ひ、兩統迭立を行ふの意ありしものゝ如く、所謂和
談の條件を推知するに難からじ。されど天皇は決して鎌倉幕府の再現を以て

甘んじ給ふべきにあらず。是より先き、九月、山門の形勢益危殆に瀕するに
當り、皇子懷良親王を征西大將軍に任じて西國に派遣せられ、京都に還幸の
前日義貞に内勅を賜ひて皇太子恒良親王及び第一皇子尊良親王を奉じて北國
に赴かしめ給へり。而して太平記に據れば、是時天皇は恒良親王に位を禪り、
三種の神器を渡し進らせられたりしなり。神器の授受はなほ疑ふべきも、親
王が越前敦賀の津に赴き給ひてより、綸旨を下して兵を徵し給ひしもの白河
文書に見えたれば、讓位の一事は今更否定すべくもあらず。思ふに天皇は還
幸後、玉體の如何なりゆくべきか御心もとなく思召して權りに讓位を行ひ事
變に備へ給ひしものなるべし。然るに十二月御恙なく吉野に御潛行あらせら
れ、高野山に籠めたまひし勅願文にも、天子尊治と書し給へば、交通不便の
爲めかくと知しめさずして、翌年二月まで綸旨を下し給へる恒良親王の皇位
は、自然消滅に歸し、爾來南北相分れて戰爭止む時なかりしなり。

正平五年、足利直義、尊氏と不和を生じて南朝に歸順し、尋いて尊氏と和
を講ぜし後も、公武の合體につきてしきりに斡旋する所あり、是時後醍醐天

皇既に崩じ、後村上天皇、北畠親房等と銳意恢復を圖られつゝありしが、此頃となりては楠木正儀の如き武人にして平和を主張する者をも生ぜしより、直義は彼れを介して折衝を重ねしも、親房等の強硬論勝を制して、交渉斷絶の已むを得ざるに至れり。然るに京都に於ても、直義は又尊氏と衝突して東國に走り、十二月尊氏自ら出で、これを追撃するに當りて南朝に降りしかば、自然の結果、北朝の消滅となり、尊氏義詮等を始め武家方の臣僚亦皆正平の年號を用ゐる事となれり。是時後村上天皇は使を京都に遣されて北朝の神器の偽器たる事を示され既往十餘年間、北朝の眞器として尊崇を拂はれし三種の神器も舉げて奉還せしめられたり。十二月、天皇は光明崇光兩帝に太上天皇の尊號を上られたり。就中光明天皇は、北朝の貞和四年、崇光天皇に御讓位の後既に尊號を受け給ひしも、天皇は之を認め給はず、改めて爰に尊號の宣下ありしなり。而して明年更に兵を遣して光嚴光明崇光の三上皇及び皇太子直仁親王を男山の行宮に迎へ取らしめられしが、尋いて義詮等又叛き、官軍利を失ふに及び、天皇に従ひて賀名生に赴かれ後、御子孫永く皇位の御望

を斷たるべきを誓ひて其還京を聽されたり。これ疑ひもなく南朝が武家の擁立を阻止せられんとの御目的に出でたりしものなり。是に於て義詮は後伏見天皇の中宮廣義門院の落飭して京都に留り給へるに力請して政務を攝行せらるゝ事とし、正平の新制を廢して觀應の舊に復し、八月、古來先例なき女院の院宣を以て後光嚴天皇の踐祚を見るに至れり。當時三種の神器は眞偽共に之を缺かれしかば、三寶院賢俊が先きに義詮の命を奉じて、八幡の行宮跡より獲たりし假神鏡の唐櫃を内侍所に擬して、如在の禮奠を擧ぐるに止められたり。元中九年(北朝の明德三年)に至りて、南北の合一成立を告げ、閏十月二日、後龜山天皇は三種の神器を奉じて入洛あらせられ、五日、神器を北朝の後小松天皇に授け給へり。此和議は和泉紀伊の守護大内義弘が將軍義滿の旨を受けて幹旋最も力め、漸く成立を見るに至れるなり。當時後龜山天皇は行幸の儀を以て入京あらせられたれば、北朝側の續神皇正統記にも、片時の御行粧ながら、當朝兩主の御威儀こそめづらかなる御事にてはべれといへり。され

ど北朝に於ては之を以て専ら神器の歸座と認められ、元曆に西海より歸座せる例に従ひて處理せられたりしのみ。即ち十月廿五日、權中納言日野資教を上卿として神器歸座の日時を勘へられ、御輿長十人駕輿丁三十五人を奉迎の爲めに吉野に進められぬ、閏十月二日の夜、天皇入洛坐しくて、直に嵯峨大覺寺に渡御ありしかば、五日資教は同寺に赴き神器を迎取つて禁中に移し、元曆の例に任せて同夜より三日間内侍所の神樂を行はれたり。天皇の御入洛後、後小松天皇これを禁中に迎へて遊宴旬餘に亘りしとは足利治亂記の載する所なるも、實錄諸書には絶えて兩帝御會見の説を傳へず、義滿さへこれより二年後の應永元年に至つて始めて天皇に拜謁せり。天皇が太上天皇の尊號を受けられしは、一般に神器の授受と同時になりしかの如くに思惟せらるるも、實は是時の事にてありしなり。或は當時天皇が父子の禮を以て、神器を後小松天皇に授け給へりといふものもあるも、前後の情實は果してさる事實の存在を認め得べきや否や、荒曆に、應永元年尊號の議ありし時の事を記して、今大覺寺殿南主御事也雖無昭穆之寄九族之儀可相准歟といへり。これ亦其事實

の反證たるものにあらずや。而して其建武三年後醍醐天皇に尊號を上られし時の例によりて作られし後小松天皇の詔には、毫も此事に言及せられず、ただ南帝に對して敬意を表せらるゝ旨を説かれ、雖無準的之舊蹤特垂禮敬之新政と見えて、恰も後醍醐天皇が光嚴天皇に尊號を上られし時の詔と同一の意味を載せられたり。所謂父子の禮とは、足利治亂記に、天皇が北朝の勅使に向つて、此度此の所(京都)に行幸ありしは、偏に京都の帝(後小松天皇)を御養君にして、三種の神物をも相渡すべきに定てこそ是まては行幸なりし云々と宣ひしといふに基き、續本朝通鑑稿本大日本史史徵等これに従へるも、實錄諸書には絶えて載せず且つ足利治亂記は江戸時代の僞撰に係るものなれば、大日本史も刊本に至りて之を除けり。或は又鎌倉幕府の時の如く兩統迭立の約是時に成れりとなすものあり。正平六年南朝の勢力なほ旺盛なりし頃すら、直義の公武合體を策するに當りては、故らに皇位繼承の事を決せずして、唯漠然御入洛あらば御繼嗣斷絶する事無く皇祚を無窮に傳へられんといひしのみ。爾來南朝の形勢日に蹙り、北軍の壓迫益々加はりて、餘喘を南山に保た

る、事すら危からんとするに際し、兩統迭立の如き條件を義滿より提出せりとなすべきや、縦し提出せりとも、實行に値ひすと思はるべきや、是時後龜山天皇の東宮(皇弟)を帶同し給ひし事は荒曆に見ゆ。故に若し斯る約諾ありしとせんか、此の宮などこそ先づ後小松天皇の皇太子に立てられ給ふべきに、事實はさる事なく、實錄諸書にも亦此事を載せず。之を載せたるは南方紀傳櫻雲記伊勢卷の如き後人の編著に成りしもののみ。

合一の後、南朝臣僚の所領を舊の如く安堵せられし事は徵證あり。これ確かに和議の一條件たりしならん。此外には天皇が行幸の儀を以て入京せられ神器を北朝に授け給ひしを見るのみ。然れども余は此和議が全く義滿の誠意によりて成立せしものとは思考せず、續神皇正統記にも之を叙して、「明德三年、大樹申沙汰にて南方御和睦の事あり、三種神器歸座あるべき御はかりとにこそ」といひ、又「此度御合體の事宥め申さるゝ旨御契諾の議もありけるにや、とまれかくまれ靈寶御歸座まことに聖代のしるしもあらはれ萬歳の寶祚はいよ／＼たのもしうぞ侍る」といへり。此文を見るも此和議につきて武家側

の權謀術策を弄せし事は略想像せられ得べし。義滿が神器の歸座を求むるに急なる餘りに、南朝に有利にして而かも實行し難き條件を以てこれを誘ひしは寧ろ有勝の事なり。彼れが天皇の御入洛後、二年の後迄も謁を執らざりしが如き、後小松天皇の讓位に際し、伊勢飛驒諸國の兵起り、稱光天皇の崩御に際し、小倉宮と伏見宮との間に皇儲を争はれしが如き、さては嘉吉三年萬壽寺僧全藏主の神器奪取の事變の如き、稍々此間の消息を窺ふべきものあるに似たり。然るに後龜山天皇は應永元年義滿の拜謁後、間もなく太上天皇の尊號を上られ給ひ、御謙抑の態度を以て彼れに接し給ひしかば、義滿の一生を終るまでは、供御稍豊かなりしもの、如し、上皇は應永九年吉田兼敦の祇候せるに向はせられて元弘建武以來の轉變、先皇の遺詔、さては明德の合體によりて御入洛の次第等迄具さに御物語ありし後、聖運の泰否に於ては偏に天道神慮に任せ、専ら民間の憂を除かん事を御本意とし給ふ由の有りがたき御沙汰あり、兼敦之に附加して、叡慮之奥旨直被勅定面目之至也といへり。これを以て觀るに、上皇は敢て先皇の遺詔を忘れ給へるにあらざるも、朝威

の式微に赴きしにより、主として民憂を除かれんが爲め、聖運の泰否を天に任せて入京あらせられしものなり。其の御出所につきて、如何に軫念あらせられしか拜察するに餘あり。上皇は尋いて御出家遊ばされ、都の空にわびしき月日を送らせ給ひしが、義持の時一時御窮困の餘り、京都を出て、南山に赴き給ひし事ありしも、そは何等政治的意味ありしとは見えず。

讀み來れば、南北兩朝の起源より分争の經過を叙し、兩朝の遂に合一したる事情を述べられたる、一々當時の形勢を眼前に見るが如し。博士の筆は更に政治史の觀察に移りてその事件人物の心理をも照破せむとす。曰はく、

南北朝の争は之を政治史より觀察すれば、公家武家の争なり、武家側の北朝を擁立せるは、全く政略上の原因に基くものにして毫も其政治上の勢力を認めず、北朝は唯垂拱して成を仰がれしのみ。正平六年、尊氏が南朝に降りし時の如きも、事前に北朝に告知する事なく、北朝は自然に消滅に歸して其主上兩上皇皇太子及び神器は擧げて南朝に遷され給ふをも止めんとはせず、されば當時の記録には南朝を稱して、南方南山南朝等いふものあるも北朝と

いへるは殆どこれなく、一般には公家武家の稱を用ゐるに馴れ、南北合一の如きも、公武若しくは君臣の合體といふを例とせり。而して武家は鎌倉幕府の後繼者として、既往百五十年來の歴史に基き武人の要求に應じて武家政治を行ひ、朝廷をして虚器を握らるゝに止めんとす。固く神器を捧持して一意恢復を圖らるゝ南朝として、如何ぞ此屈辱を忍び給はんや。されば正平六年、直義の公武合體を策せる時の如きも、南朝は北條氏の失政によりて、先朝の天下を一統せられしを、尊氏が部下の軍勢に勧められて、大政を攘奪し、爾來主従相反き、父子兄弟互に敵となりて、古今未曾有の大亂を醸し、多くの犠牲の拂はれつゝある事を憾とせられ、其人皇の正統にして、神器を承け給ひ、公家一統の世に復せんとし給ふ事を告げ、武家にして大政を返上するに於ては、軍勢は其本領を安堵し、有功者に恩賞あるべき事を諭されたりしが、直義は之に反して、覇者の王業を輔け、武將の皇家を護るは和漢古今の通義なりとし、頼朝以來の朝幕關係を叙して、政權の武門に歸せし事の偶然ならざるを説き尊氏の偉勳が佞臣の讒口によりて、先皇に認められざりしより南

北兩朝の争を醸せるを慨し、先朝の盛徳を以てすらなほ三年を出てずして海内反覆せる事實を擧げて、公家一統の政治の武人の輿望に伴はざるを指摘し武家の議を容れて御入洛あらば、天下泰平に歸し皇祚も無窮に傳へんといへり。これ公武間政見の相違にして、單に成敗の跡より見れば、武家の方寧ろ先見の明ありしともいはるべし。されど南朝は成敗利鈍によりて毫も其主張を枉げ給ふ事なく、苟も公家一統の政治を認むるものにあらずんば歸順を聽し給はず、直義の如き、尊氏の如き、皆然りしなり。特に後者は後村上天皇より元弘一統の初に違はずして聖斷を仰がんとするを嘉し、直義の朝憲に乖りて出奔せるを追討せしむべき論旨を賜へるなり。これ公家の争論久しく結んで解けざりし所以なり。

然れども此くの如き政見は、唯公武の幹部に於てこれを主張せられしのみ。其部下の如きは、必ずしも然りしにあらず。就中武家側に立らしものは、既往百五十年來武家の治下に生命財産の安全を得たりしも、武家の政策が公家と彼等との接近を禁じたりしより、殆ど朝恩の何物たるを辨ぜず、建武中興

の失敗を認めて一概に公家一統の政治を悲觀し、武家政治を慕うて尊氏の麾下に趨りし者其多數を占めたり。而して家族制度の崩壞等に依りて、利害感情の衝突を來たせるものは公武の分立を利として、或は宮方となり、或は武家方となり、武家方が更に分れて將軍方(尊氏)となり、錦小路殿方(直義)となれば、亦各其好むところに走つて他を排するに便せり。甚しきは一定の思操なくして形勢を觀望し、一人にして同時に兩屬の狀をなせるもあれば父子兄弟の間馴合の敵味方たりしものさへなかりしにあらず。此くの如き混沌たる政界に於て、南朝は堅實なる主義の下に立たれし丈、後醍醐後村上の兩帝を始め奉り、護良尊良宗良懷良等の諸親王より幾多無名の宮方に至る迄屢死生の間に出入して、王政の回復を圖り給ひ、公卿には北畠四條中院等あり武將には新田楠木名和菊池等あり、彼等の中には閭族王事に盡くし百折不撓倒れて已むの概ありしもの少からず。

これを要するに、南北朝は公家武家の争なりしとはいへ、武家が南朝に對して北朝を擁立したりしは、鎌倉時代に於ける兩統分争の歴史に託して、自

家の政見を行ふに便すると共に、朝敵の汚名を避けんとしたりしや掩ふべからず。而かも光嚴上皇は武家の擁立を望み給ひたればこそ院宣を尊氏に賜ひ又御惱と稱して山門遷幸の列をも脱し給ひしなれ。兩朝五十七年の間神器は常に南朝にありたれば、此點につきて北朝の及ばざること遠きは言ふ迄もなし。されど兩朝對立の時代現象は、これに依りて消滅せらるべくもあらず。其一時兩主ありしは、時人の均しく認めしところにして、延元々年後醍醐天皇東坂本にまじく直義の兵これを攻めし時は攻守の兩軍共に錦旗を先立て、殊に行在の兵は、赤地の錦に金を以て今上皇帝と鏤めたるを用ゐたり、正平八年南軍京都に攻寄せんとして北軍と戦ひし時の如きも、兩軍は亦各今上皇帝の銘ある錦旗を押立てたりしといふ。兩朝は又他を排して偽朝といひ偽主と呼ばれしも、其存立は互にこれを認められざりしにあらず。後醍醐天皇が光嚴天皇に太上天皇の尊號を上られしは、皇太子を辭せられしに依ると稱せらる。然らば正平六年後村上天皇が光明崇光の兩帝に同一の尊號を上られしはこれを何とか言はん。北朝は又縦し偽器なりしにもせよ、光明天皇は神器

を後醍醐天皇に受け給ひて、太上天皇の尊號を上られ、後小松天皇は亦神器を後龜山天皇に受け給ひて、尊號を上られたり。而して後醍醐天皇は神器の授受前位を廢せられ給ひしも、後龜山天皇は行幸の儀を以て堂堂儀仗を從へ入京し給ふを禁ぜず。尊號宣下の詔にも、化被南國文武之道並昌の語を載せられ、當時の記録にも、南朝御和睦南帝御和融杯記されたれば、北朝は決して南朝の帝位を認められずといふを得ず。是を以て觀れば、南北朝五十七年間、兩朝對立の史實は何人もこれを認むるに異辭なかるべく、従つて史學上、對立的記述の方法に依りて、時代現象の直寫を試みんとする事の如きは毫もこれを非難すべき理由を見出ださざるなり。

甲を逸せず、乙を逸せず、丙丁戊己悉く捕へ來りて、當時兩朝の對峙したりし現象を活寫せり。對立論者、或は一の強き味方を得たるを喜ばむ。然れども、博士の筆は是に止るものにあらず、急轉して道義的判斷に驀進せり。曰はく、然れども今若し此種の史實を道義的判斷に訴へて名教上の批判を加へんか。余は如何なる點よりするも、南朝の強味を確認せざる能はず。當時南朝は自

ら正統なりと信ぜられ、其臣北畠親房卿の如きは、特に一部の神皇正統記を著して極力辯析せられたり。然れどもこれと同時に、北朝も亦自ら正統と稱せられ、尊氏の之れを擁戴せるも、梅松論には「持明院殿は天子の正統なるが爲めなり」と傳ふ。而かも北朝の正統は南朝のそれと自ら其意味を異にし、持明院統が後嵯峨天皇の正嫡たる後深草天皇の御子孫なるを意味せらるゝものなり。こは固とより自明の理掩ふべからざる事實にはあれど、史實に徴すれば皇位は必ずしも兄弟の順位に依りてのみ定れる譯にはあらず。龜山天皇は皇弟ながら後嵯峨天皇の御素意に依りて皇位を得給へば、此意味に於ては其御子孫を以て正統にあらずとすべからざると共に、後深草天皇の御子孫を正統なりとも定め難からん、院政起りてより後、上皇専ら繼嗣を定め給ひしが、武家政治起りて後は幕府更に皇位を議することとなり、後醍醐天皇の如きも亦鎌倉幕府の奏薦に依りて儲君にも定められ給へば皇祚にも登り給へるなり、光嚴天皇を始め奉り、北朝諸帝の踐祚亦皆此歴史的慣例に依られ後光嚴天皇の時は、三上皇共に南朝に遷されて京外におはしまし、且つ後光嚴天皇の踐

祚は、時の本院即ち光嚴天皇の旨に乖りしかば天皇の踐祚は遂に古今無類なる女院の院宣を以て行はれたりしなり。特に光嚴天皇は鎌倉幕府の兩統迭立の議に據りて擁立せるところにして、尊氏が光明天皇踐祚後成良親王を皇太子となせるを見れば、彼も亦同一の順位を取らんとの意向ありしやに察せらる。然るに此に看過すべからざる重要事項の一は後醍醐天皇の極めて強硬に讓位を拒斥し給へる事是なり。鎌倉時代兩統分争の際に於ても、先帝の御素意に乖れる讓位は、多く行はれしかど、表面は讓位も踐祚も並びに相當の手續を経て履行せられたり。然るに後醍醐天皇は元弘元年笠置に潜幸の時より延元々年吉野に遷り給ふ迄常に三種二種若しくは一種の神器を帶し給ひ、播遷中にも綸旨若しくは宸翰を賜ひて回復を祈られ、權りに恒良親王に位を讓りて、大覺寺統中一時兩帝のまします奇觀をさへ現出せられ、剩へ所謂神器の似せ物を創作遊ばざるゝ等、あらゆる權宜の方略を講じて以て皇位固執の叡慮を表はし給へり。且つや鎌倉幕府の武家政治は、百五十年の歴史を有して、自ら皇位の繼承を議するに至れるものなるも、尊氏に至つては然らず、

六三四

彼れは後醍醐天皇討幕の御計畫を協賛し、鎌倉幕府の顛覆に向つて努力せるものにあらずや、元弘建武の公家一統の政治は、縦ひ三年を出でずして頓挫せりとはいへ、事實に於て天皇の親政は武家政治の中斷なり。これより以降、天皇の大權は飽迄も尊重し翼賛し奉らざるべからず。然るに尊氏のこれを武臣の手に收めて幕府の再現を強ひ奉らんとせるは不臣の罪固とより遁るゝに由なし。況んや自ら鎌倉幕府の後繼者を以て任じ、其歴史的權威を復活し、傳來的政策を踏襲せんとする事に於てをや。彼れは幸に士心を收攬して勢力概ね公家の上に出でたりとはいへ其權威は北朝の上に局限せられて、南北分立の形勢を持続するを餘儀なくせられたり。而して兩朝は共に非常の場合に遭遇せられたれば、何事も常軌を以て律すべからざるはもとよりなれど、彼れの擁戴せる北朝は、皇位繼承の手續に於て、掩ふべからざるの缺陷を有せられ、南朝に比して甚しき遜色あるを免れざりしなり。南朝の諸帝は長慶天皇獨り多少の異議あるも、後醍醐天皇以來正當の讓位に依りて踐祚し三種の神器をも傳へ給へり。抑此神器は日本書紀に三種寶物とも見え、天照大神

の皇孫瓊々杵尊の降臨に先きだちて、葦原千五百秋瑞穗國は吾子孫の王たるべき地なり、爾皇孫就て治しめせ寶祚の隆へまさん事天壤と窮りなからんとの神勅と共に賜ひし神寶なり。此神勅に依りて皇祚と神器とは全く離るべからざるものとなり、歴代皇位の繼承が此神器の授受を以て至重の恒典としたりしは言はずもあれ、天皇の行幸還御には常に同行せられて形影相伴はるゝの趣あり、故に若し讓位踐祚に於て此神器を闕くことあらんか、これ實に皇位の繼承に於ける重大なる缺典にして、これに依りて踐祚せられたる新帝は、果して正當なる帝位と認むべきや否やの問題をも生ぜざるを得ず。皇位の繼承に於て神器の授受が始めて問題に上りし安徳後鳥羽兩帝の場合に視るも、後白河法皇が當時非常の時變に際し乍ら、あらゆる手段を講じて神器の歸座と其具備とを望まれしが如き、又平氏が斷々乎としてこれと其運命を共に俱にせんとしたりしが如き、最も神器と皇位とが離るべからざる連鎖たるの印象を強うするに足るものなり。

大覺寺持明院兩皇統の間に御争を生じて鎌倉幕府のこれに干涉することゝ

なりてより後、御在位の君の御心にもなき讓位の行はれしこと一再にして止まらざりしかど、未だ神器の授受につきて異議ありしことを見ず。然るに後醍醐天皇武家の強要に對して皇位を固執し給ふと共に、神器の擁護につきて最も深く軫念あらせられ、これが爲め、遂に古今に例なき偽器の御創作さへありて、辛くも三種乍らこれを御子孫に傳へ給ふことを得たり。これ南朝君臣の自ら正統なりと信ぜらるゝ最大有力の根據なりとす。後村上天皇の御製に、「四海浪もをさまるしるとして三のたからを身にぞつたふると遊ばされしは、最も明かに此御軫念を吟詠に上せ給へるものなり。これに反して北朝は前後五十七年の間、始めの十五年は偽器を奉ぜられしも、それより後合一に至る迄の間は、其偽器さへもなくして、唯假神鏡の唐櫃を擁せられたりしのみ。而して後鳥羽天皇以來、北朝諸帝の神器なき踐祚の唯一の先例として屢引用せらるゝ繼體天皇の場合如何と願るに、同天皇の御宇には踐祚即位の別固よりこれあるべき筈なく、其神器を受けて即位を行はるゝに先きだち、天皇の稱あるを見るは、これ國史の追記のみ、これを以て皇位の繼承に於ける

一大失態を糊塗せらるべきにあらず。

花營三代記應安六年八月三日の條に、南方奉讓位於御舍弟宮之間、相副三種神器没落吉野云々といへるが如き幕府も亦三種の神器の正しく南朝に傳れるを知れり。故に幕府の當路者は一人として其渡御を希はざりしはあらず。細川頼之が楠木正儀と南北相應じて合一の目的を達せんとし、一身の進退を賭して正儀を援引せしも、其意亦これに外ならず。元中九年の南北の合一は、彼れの努力の事實に現はれたりしものなり。されば僧絶海は彼れの功を賛して、全神器於分崩之餘とはいへり、北朝側の記録には後龜山天皇を以て北朝に降り給ひしものと誣ふるものあれど、天皇の入洛が行幸の儀に依られし事は北朝側の均く認むるところにして、兩主の威儀とさへ明記せるものあるにあらずや。彼傲岸なる義滿が、積衰積弱の餘自滅に近からんと見ゆる南朝の名譽と威嚴とを保たるゝに同意せるは、天皇の御入京と共に神器の渡御を熱望したればなり。北朝皇位の缺陷は其擁立者たる幕府の共に自覺せるところなり。南北朝時代を通じて公武合體の議屢繰返され中間正平六七年度の交一た

六三八

び其成立を見たりき。然るに南朝は此種の和議に向つては常に受身の地位に立たれ、未だ一たびも自ら進んでこれを求め給はざりしに拘らず、武家側に於ては、尊氏直義を始め高師直佐々木道譽細川頼之等の權臣何れも皆これを試みて其手を焼かざるはなかりしなり。これ一は此合一に依りて反武家側の旗幟標的を失はしめんとするの意に出でたりしも、一は實に神器の渡御につきて腐心し焦慮せるの結果なりと謂はざるべからず。

然るに此に一つの注意を要するは合一後の朝廷を如何に認むべきかの一事なりとす。縦ひ武家が和議につきて誠意を缺くものありしにもせよ、南朝が多く不利の條件に甘んぜられたりしにもせよ、既に後龜山天皇の御同意に依りて、神器を後小松天皇に授けられ、元中の年號を廢して明德の年號を用ゐらるゝことゝなりし上は、南朝もなく將た北朝もなきなり、されば後龜山天皇すら石山寺縁起に宸翰を染め給へるには、太上天皇熙成の上應永八年の年號を親署あらせられたり。合一の後先きに宮方の隨一たりし北畠氏は朝廷の官爵を受け、菊池氏阿蘇氏及び楠木氏の一族さへ幕府の節制を甘受すること

ゝなりしは毫も怪むに足らず。而して合一後の彼等は又朝廷若しくは幕府より其所領をも舊の如く安堵せられ、復其嘗て宮方たりしを窮追せらるべき憂なかりしなり。然るに合一後の皇統が依然として北朝の流を酌み給ひ、武家も亦其地位を占めて、事實上、北朝が南朝を併合せられし觀あるより、上下交々此種の迷想に陥り、當代に成りし諸般の記録譜牒年表等の如きは、概ね皆北朝を主として不謹慎なる記載を憚らざりき。楠氏の子孫と稱せる大饗正虎が其祖大楠公の爲めに朝敵御免を朝廷に奏請して聽されしが如き滑稽の演ぜられしも寧ろ當然のみ。

然れどもこは唯不用意の間北朝を正統視せるに止まりて何等歴史的道義的見地の上に立つものにはあらざりき。林氏の本朝通鑑に至りて稍其意を加ふるところあり、壽永元暦の間東西に二帝あり、曆應より明德に至る迄南北に兩統あるは本朝の大變にして、妄りに正偏を決すべきにあらざるも、聊か微意を各篇に寓すといひて、南北の兩朝は記事の體裁上大體に於て對立となすも、其間に正偏を別ち後醍醐天皇の御一代に限り南朝を正とし、北朝を其間

に附するも、後村上天皇以後は、北朝を正として、南朝を其間に附し、従つて代敷を算するにも、後醍醐天皇より光厳天皇以下北朝の諸帝に及びて南朝の諸帝を略せり。これ一種の對立論にして、又正閏論たり。而して其理由として説明するところを聽けば、後醍醐帝延元元年遷幸吉野、自是有南朝南帝之稱、然後醍醐無讓位之儀、光明帝爲尊氏被立、則終後醍醐之世、帝統之正可在吉野、至後村上、則不可無都鄙之辨、況北朝帝運傳至今日哉、故至此以北朝爲正、附南朝於其間といふにあり。余は本書の史實を叙するに兩朝對立を以てするの用意を諒とせざるにあらざるも、其正閏の標準に至つては論旨の透徹を缺き自家撞着の譏を免れざるを惜む。若し後醍醐天皇の讓位なく、尊氏に擁立せられしが爲めに正位にあらざるといはゞ、光明天皇以下北朝の諸帝は皆不正位と看做さるべからざると共に、後醍醐天皇の皇統を承けられし南朝の諸帝は皆正位たるを得ん。次に皇都の所在を以て皇位の正不正を判ずる事の如き、通鑑が安徳後鳥羽の兩帝の條に於てこれを對立とし、都鄙有二帝政權在武臣と書せるに對照するも、こは對立の理由とこそなれ、所謂正偏を判定すべき要件た

るべくも思はれず。是に於て其最後に擧げたる北朝の帝運の傳へて今日に至りしといふの一事は北朝正位の唯一の理由たらざるを得ず。されどそは全く事體を辨へざるの淺見なり。頼山陽が嘗て北朝正統論者より北朝の臣子として南朝の正統を論ずるの今の朝廷に諱むべき事なるを説かれて、今朝廷者神武以還大一統之朝廷也、何以曰北と喝破せしは、道義的見地より視てたしかに確論なりと謂ふべし。

北朝正統論の史論として名教論として傾聽すべきものなきは、古今皆然り。堂々たる林家の本朝通鑑が兩朝の正閏を論斷するに、區々都鄙の説をなして、神器の所在を顧みざるが如き、余は其餘りに没分曉なるを憐れまずんばあらず。吾人は常に南北朝の語を口にするに馴るゝも、南朝はもと武家側の指稱にして、自ら神皇の正統を以て任ぜらるゝ當年の朝廷の甘受し給ふべきところにあらざるのみならず、都鄙の關係より輕重の觀を生ずるの嫌亦これなきを保せじ。若し代ふるに當時に於て寧ろ一般の通稱たりし公家武家の稱呼を以てすることを得ば、最も兩者の眞價を甄別するに適當なると共に後世歸嚮

を誤るもの自ら其跡を絶たんか。

史を斷ずるは、果實を割るが如く易き者にあらず。博士の本論は實に能く委曲を盡して、南朝正統説を立てたるものにして、大日本史に盲從せるにあらず、日本外史に阿附せるにもあらず、一個獨創の見地に立てり。南北朝對立説これに依つて壓伏すべく、北朝正統説または是に依つて敗亡すべし。我等は讀み去つて、朝風の群雲を一掃したるに逢へるが如き感あり。

(16) 峯間信吉氏の説 氏は一個の東京市富士前小學校長たり。しかも、夙に南朝正統を信じて、國定教科書の南北朝對立説を非難し來れる人なり。この頃南朝正統論の首唱者は果然小學教員なり」と題せる一文を公にせり。我等は其の意氣の壯なるを愛して、これを收録することとせり。

予二月二十六日、北畠親房公が、南朝方唯一の記録なる神皇正統記を論著したる筑波山南の教員講習會に講師として大義名分を説き、聊か生平磊砢の氣を注ぎ來りて、時事新報(二十五日分)を閲するや、「教員優待無用説」の題下に曰く、

政友會の徴收手数料交附問題を熱心に主張する一派は、折柄教科書問題の失態暴露したる次第なるを以て大に憤慨し、全國に於て約十三萬の教員中七萬の正教員あるに拘はらず、一一人の南北朝問題を提げて教科書の失態を痛論するものなきが如き腰折教員にては到底國民教育の振興を圖るゝと能はざるべく、斯かる現今の教員に對しては何等優遇對待の必要なしとの説盛んにして、此の形勢にては政府が地租徴收手数料交附金を承諾するに非れば、例の教員優待費も遂には否決の運命を免れざるやの形勢なり云々。

と、嗚呼河北一人の義人なからんや、小學教員界其の人に乏しきは事實なりと雖も、豈本問題の首唱を以て空しく之を他に委するが如く爾く無氣力ならんや。

峰間鹿水は、一個の小學教員なり、而して少くとも本問題首唱者の一人なり。予や、官定以來小學校教科書の墮廢甚しきに憤慨せるもの、殊に其の小學歴史に至りては實に最初の三十六年本に於て、南北朝の條下に明らかに、

同時に二天皇あり

の句あり、豈甚しからずや。是れ實に菊池大臣、澤柳局長の指麾下に成れるものなり。二氏の責任は夫れ果して如何ぞや。しかも是れ如何様にも曲辯しうべく、小學教師は又之を如何様にも變通して教へ得ざるにはあらざりしなり。

しかも予や一昨冬より昨春に互りての東京府教育會の訂正教科書講習會に於て、喜田博士の講演に侍するや、其の意外なるに驚けり。事は近來の新紙に詳らかなり(但し多少の誤傳はあり予は是に於て國民精神鼓吹の爲に由々しき大事なるを認め、博士に親近して能く其の所説を確めたりき。

回顧す、予はかつて東京府第三高等女學校教諭たりし時、茨城縣教育會總集會に於て、

「當代に於ける待遇上の三大問題」

なる演題を提げて、小學教員、巡查、陸海軍下士待遇の、刻下の國運の爲に忽諸に附すべからざるを痛論して、時の茨城師範卒業生の新任俸低下の非難

に論及するや、千家東京府知事は當時、兼文部視學官たる岡五郎氏を代理として、文部の意を承けて(當時文部は野尻精一氏普通學務局長代理中なりき)予が校長小林盈氏(現任第三高女校長)を立會人として、予を諭旨免官せり。

予は此の辛き經驗あるを以て、教科書非難の論議に於ても事を輕々に擧ぐべからざるものあり。是を以て心竈かに、伊勢大廟に詣し(六月十二日)教師用書の出づるを待ち、暑休を以て史料を携へて伊豆に行き、研鑽愈々決心を堅め、歸來一雜誌を起して天下に訴へんとして、「文學協會」を創立し、雜誌「文學界」創刊の計劃に着手せりき。

計劃粗々緒に就くや、先づ書を水戸の學者に寄せて執筆を促せり。しかも逡巡容易に起つ者なし。獨り水陽の快男兒文學士菊池中學校長は應じて執筆に着手せり。此の間に寢食を忘れて奔走盡力したる者は實に小學教員(茨城師範訓導)たる矢口豊君なりき。小學校教員豈義人なからんや。

かくて、予は之を當局大臣に警告して後ちに之を世に宣するの必要を認め、十二月中旬小松原文部大臣を官邸に訪へり。會々馬車の用意成れるに會

して面談するを得ざりき。渠成りて水至る、予はもはや黙すべからざるなり。是に於て十二月二十六日飯田河岸富士見樓に於ける茨城縣教育關係者懇話會席上に於て、予が雜誌「文學界」を以て之を破せんとするを宣言しぬ。此の夜會する者約八十名。皆腕を扼しぬ。小學教員豈義人なからんや。

十二月二十八日發の年賀狀に之が宣言をなすこと八百同三十一日午後三時更に、小松原大臣を官邸に訪うて、之を警告し世上なほ世に同論者ありて、國語調査會補助委員山田孝雄氏は「大日本國體概論」を著して暗に、教科書を非難し、三上、田中、喜田博士等を罵りて、

我に尙方の新馬劍あらば、先づ此等不祥の言論をなすものを斬つて棄てんのみ。

と憤慨せるを告げ、之を一讀すべきを大臣に勧めたりき。當時大臣は唯々として予が説を聴き、やゝ贊同の意を示せりき。

翌、元日子は群書類從、大日本史及び水戸學等の書類を携へて塵を相州に避け更に研鑽一週日、歸來直ちに讀賣新聞記者半嶺子君に之を告ぐ、同君は

之を壯とし、大に援助すべきを盟はる、かくて同君は之を中央記者に語りて一月十二日の同紙二面の小記事となり、延いて十四日の二六紙二面の記事となりぬ、予は此の間、日本弘道會に於て徳川伯、三島老博士、猪熊侍講并びに來會の諸氏に援助を求むるの演説をなしたりき。席上小學教員濱田國松氏あり、熱心之に賛成す。小學教員豈一人の義人なからんや。

超えて兩三日讀賣半嶺子の社論成りて、笹川主筆は之を善とし、其十九日の紙上に掲げぬ。之ぞげに早稻田派を動かし、藤澤元造氏の質問演説の導火を爲したるものなりしなり。

二十四日、幸徳秋水等の刑せらるゝや、其の夜予は教育上、政治上、社會上改善努力を要すべき點に就いての意見書を桂侯爵以下の朝野の名士に呈するや、中に言へるあり。

小學校令に於ては教師より體罰の權威を褫奪せり。かくて民俗の壞廢は孝道に及び、南北兩朝を同一視するが如き官定歴史を見るに至れる日本は、施いて君臣の大義に累を及ぼせり云々。

と。是に於てか、岡田文部次官は二十六日書を予に寄せて、具さに予の意見を徴せらる。二十九日辯難、午前九時より同十二時に至れり。予の此の會見に熱心なる助言を與へし者は市内校長其の人に之しからず、松下、濱中、成瀬、杉浦、福田、諸校長皆然り。小學教員豈義人なからんや。

かくて二月三日藤澤氏の質問書提出となり、九日の延期となり、十六日の悲劇となり、天下の正論茲に沸騰して、今日國論の一致を見たり。

予は南北朝史を作せるを、深く我が日本國民の祖先の爲に惜しむもの。之に關する最初の愚見は明治二十八年十二月佐倉第二聯隊に六週間現役兵たりし時の策間に痛論せるもの是れなり。越えて十有六年。正論の天下を風靡するを見る。予は最はや鼎鑊なほ甘しとするものなり。

予公職を奉ずること數回、今次の在職の如く愉快なるはあらず、我が區當路諸君子、學務委員、區内有志等は予を歡待すること淺からず、予が職員は内木首席を初めとして、精勵よく予が志を助けて、這般の正論鼓吹に成功せしむ。而して部内父兄の信頼特に厚きものあり。小學教員豈義人なからんや。

請ふ、交附金問題主張の政友會一部諸氏よ、眞に邦家を憂ふるもの小學教師其の人に乏しからず、現に小石川小學校長神藏幾太郎氏は青山師範の出身にして夙に予と見を同じうし、昨年三月、

「修正日本歴史に對する一疑點」

なる論文を其の同窓會の機關なる初等教育に載せて喜田編修官并びに教科書調査員に向つて説明を要求せるを見る、會々此雜誌微にして何等世の視聽を惹くこと無かりしと雖も、陳涉吳廣たるもの亦斯界に存するを見る。各府縣教育雜誌の多き、豈斯界の陳吳なほ數人を見出すこと無からんや。唯諸公は常に教育を輕んじ、教育雜誌を見ず、常に教員の苦心と告白とに接せざるを遺憾とす。願はくは僅かに之が爲に一百万金を惜しむ勿れ。敢て天下に宣して、南北問題首唱者の小學教員に在るを明らかにすること爾り。諸公首肯するや否や。文辭なほ盡さるものあり。請ふ恕せよ。

本問題の世上に現はれたる經過を知るべきなり。我等も今の小學教員の多くに對しては嗟嘆を禁ぜざりし者、今この一篇を讀みて、やゝ意を強うするを得た

り。

この他、仔細に檢し來らば、蒐録に價するもの少からざらむ。まづ三月一日發行の日本及日本人に載せられたる佐藤海軍大佐の「南北兩朝正閏辨」の如き、三月十五日發行の同志に掲げられたる三浦梧樓氏の「正閏論」の如き、目賀田種太郎氏の「神器相承の大義」の如き、北畠治房氏の「南朝正統論」の如き、楫取素彦氏の「誰か南朝の正位を疑ふ」の如き、木山熊次郎氏の「南北朝問題の教訓」の如き、大木遠吉氏の「人心の歸趨を誤らしむる邪説」の如き、秋元興朝氏の「正閏問題と徳教」の如き、伊澤修二氏の「正閏問題と國定教科書」の如き、杉浦重剛氏の「邪説の出で來れる所以」の如き、千家尊福氏の「皇朝史の精華」の如き、稻葉君山氏の「宋明士風の授受と南朝表彰」の如き、高島鞆之助氏の「腐儒の邪説」の如き、小牧昌業氏の「歴史家の任務」の如き、内田周平氏の「皇政復古の大原因並に南朝正統論の發達史」の如き、牧野伸顯氏の「道義の大本は搖かず」の如き、二月十四日發行の東京朝日新聞に掲げられたる大隈重信氏の「道德の根本破壊」の如き、二月十九日發行の東京日々新聞

の社説「立國の大本と學問の獨立」の如き、二月二十日發行の東京朝日新聞の社説「歴史教育問題」の如き、二月二十一日發行の時事新報の社説「南北正閏論」の如き、同日發行の讀賣新聞に寄稿したる木村鷹太郎氏の「近時の大愚論」の如き、三月二十日發行の教育界臨時増刊に掲げられたる鎌田榮吉氏の「無論南朝が正統なり」の如き、樋口勘次郎氏の「南北朝正閏問題について教育者は切腹せねばなるまい」の如き、いづれも南朝正統論を飾れる紅黄白紫なり。中央論壇のみにても、かくの如し。もしも眼を地方發行の新聞雜誌に曝さば、恐らくは斧の柄も朽ちぬべきなり。然れども、南北兩朝對立説や、北朝正統説を吐けるものは、實に稀なり。我等の眼に觸れしものについて言へば、南北朝對立説として數ふべきは菊池大麓氏と三土忠造氏との意見のみ。此の中について、なほも本書に収録すべく豫定せしものもありしかども、既載のものにて要領を盡し得たるを認めて、割愛するに決せり。なほ一言を附すべきは、伊藤銀月氏の著「南朝と北朝」についてなり。この書は、本問題に關して趣味ある叙述をなせり。然れども、昨四年三月一月九日に第一版を公にせるものにして、國定教科書問題の動機によりて

成れるにもあらず、また別に一冊を成せるものなれば、著者の意見の如きは探らず。たゞ試に其の目次の大綱を紹介しおかむ。其の一は予が特に南北朝時代を説く理由、其の二は正成及び尊氏の真相と南北朝分立の事情、其の三は南北朝時代に就いての普通の傳説と學者説、其の四は北條氏が滅亡せし理由と足利氏が興起及び滅亡せし理由、其の五は詩化されたる南朝の五大綱數十目に排列したるもの。科學的眼光より見れば瑕疵少からざれども、面白く讀まるゝ書なり。

(四) 前記以外の諸説

南北朝正閏論起りてより、論壇には種々の花を咲かせたり。史論としては、前々の章に收めたるが如き、南北朝對立説、北朝正統説、南朝正統説の三大種のみなれども、その他の方面に亘りては、或は國民道德論となり、或は歴史教育論となり、或は法理論となり、或は國定教科書制度論となり、或は文部當局者責任論となり、或は内閣攻撃となり、或は大逆事件に論及したるものさへあ

りき。アッチ一本の火を失へば、數千數萬の大廈高樓も忽ち灰燼となることなさにあらず。アッチを扱ふ者は深く慎戒すべきなり。況や國家の大本に關する論議の如きは、一たび之を國定教科書の上に錯誤するあらむには、その影響の大なる豫め測り知るべからざるをや。我等は本問題に關して俄に世論の囂々たりしを怪まず。

後醍醐天皇

身にかへて思ふとだにも知らせばや

民のこゝろの治めがたきを

五 本問題の結末

六五四

茫々たる枯草の曠野を燎くの火も、一朝大雨の注ぐある時には、程なく滅盡に歸するなり。本問題の論壇にあらはるゝや、忽ち煽々として煤煙を天に漲らす勢なりしかども、侃々諤々の驟雨一過してたちまち快晴の空を見るが如くなり。快晴の空とは何ぞや。

(一) 輿論の決定

せしこと是なり。輿論は如何に決定せしぞ。抑も、南北朝時代において、兩朝の對立したりしは、たしかに事實の證明する所なれど、これを今日より見て、事實のまゝに兩朝並立して同時に二天皇ありきと叙述するは、國體上許すべからざる所なれば、兩朝對立説の如き議論に加擔すべきにあらず。本問題起るや、兩朝對立論者は四五にとゞまれり。然らば、北朝正統説は如何に。北朝正統説は國體上よりすれば差支なき議論なれども、これを當時の實情に鑑みる時は、北朝の成立は正義によりしものにあらざるを認めずはあらず。今日此の説を立

つるもの亦二三なきにあらざれども、その論據薄弱にして採るに足らず。今は南朝正統説こそ、國體上より、國民道德上より、國家教育上より、最も正當と認むべきこと、多方面の人士より論證せられて、毫も疑なきに至れり。たゞし當初より深く本問題に耳を傾けざる者は、時代の一風潮たる權力崇拜熱に侵されて、或は不知不識の間に北朝正統説を信仰せる者少からざらむも知るべからず。明治の維新は南朝正統説の影響によりしこと多大なるが如く説かるれども、明治四十四年の今日に至りては、維新前後の頃とは時代の風潮も異にして、人心の傾向も同じからざるを思はざるべからず。國家の前途を慮る者は、豈少時も國民精神の根本的培養を怠るべけむや。

(二) 廟堂の決議

本問題に關する世論は、南朝正統説に決定せりと認めざるべからず。藤澤代議士の質問演説といふ前觸に恐慌狼狽せし桂内閣が、曾て本問題に對する定見なかりしは勿論にして、當時新聞紙の傳へし所によれば、渡邊宮内大臣が宮内

六五五

省に於ても田中前宮相時代より既に八年間の調査を続け居るに拘はらず調査未了中に今回の如き事件を惹起せるは甚だ遺憾なれば此際取急ぎ調査を遂げ國民教育に差支へなきを期すべしと言明せられたりといひ、河村宮内次官が宮内省に於ては數年來歴代天皇の御事蹟并に御系譜に就き調査中なるは事實なれども今回の教科書問題に就ては新聞の傳ふる處によりて始めて知りたる位にて該編纂に際し文部には勿論編纂掛員に對しても未だ曾て何等意見を交換したる事なく又南北朝正閏に關して近く宮内省の意見を決定發表すべしなどは跡形もなき虚傳なり余一個としても専門家にあらざれば之に對する意見を述べること能はれども要するに今回の事たる我國將來の國民教育上多大の影響を及ぼす可き問題なるを以て最も慎重に論議す可きは勿論なれども宮内省として本問題の渦中に投ずるが如き事は斷じてなかる可し云々と語りたりといひ、殊に二月十四日發行の時事新報には宮内省當局者談として、

南北朝に對する正閏輕重論は、今日まで反覆論議したる所にして、最早研究すべき餘地なきが如くなれども、要するに歴史家を以て任ずるもの、一家

言にして、各其見る所を以て縦談横議したるものに過ぎざれば、宮内省としては、是れに依つて正閏輕重を決定すべからず。宮内省には御歴代の事柄を調査する爲めに編修官なるものあるも、兩朝の正閏如何を決定するは、編修官以上の事件なれば、此の問題を決定するには、相當の調査機關を設け、假すに時日を以てする必要あることは、已に是れを認め居るも、問題が重大なる爲めに、如何なる方針にて調査すべきか、其の方針に就てすら省議未だ決定せざる今日なれば、宮内省としては兩朝の正閏に對して未だ何等の定見を有せざるものなり、故に兩朝各帝の御陵に對する取扱方の如きも他の御陵と寸毫の相違なく、何事も同一に奉仕し居れるが、本問題を決定するは蓋し容易の事にあらざるべく、而して宮内官としては多く語るを好まざるものなり、文部省が此の未決の問題に對して何故に正閏輕重を論すべきにあらずとの判斷を下したるか、是れ固より推知すべき限りにあらずと雖も、要するに兩朝の正閏輕重に關しては、古來紛々是非の説あれば、何とか斷案を下すべき必要ありと認めたるに依るなるべし。

と報ぜられたるほどなれば、廟堂における本問題は未解決のものたりしや疑なけれども、世論忽ち囂々となりて、遂に南朝正統説が輿論たるを認めたる上は、廟堂また傍觀黙止すべきにあらず。或は内閣の會議も開かれしなるべく、或は樞密顧問官會議にも附せられしなるべく、宮中にては研究せられしなるべく、時には天皇陛下親しく御裁決を下されたりとの説さへ傳へられしが、三月二日の時事新報などには、「南朝正統確定」と題して、

教科書問題に關する南北朝の正閏論に就ては、文部省教科書編纂委員間には今尙北朝正統説若くは南北兩朝併立説等を唱へ居る向ある由なるも、最初該問題の世論に上りたる以來、内閣及び宮内省等に於て熱心に調査を盡したる中に就き、宮内省にては從來北朝正統説勢力ありたるも、特に種々の材料を蒐集して慎重なる調査の結果、南朝の正統なることを認めたる折柄、内閣の意見も同様にして、茲に南朝正統説に一致確定することとなりたれば、偕てこそ該教科書もいよく改訂することとなり、既に宮中及び内閣の意見一致確定したる以上は、今後文部省編纂會に於て此意見に反する私説を主張す

るものは容赦なく排斥する方針に決定したりと云ふ。の如く報ずるを見たり。我等は之を當然のことと認む。雨降りて地固まれるものといふべし。

(三) 國定教科書に關する文部省の措置

本問題の勃發して、最も驚かされし者は、文部省なり。はじめて國定教科書の創定せられしは、菊地大麓男が大臣にして澤柳政太郎氏が普通學務局長たる時なりしが、出來上がりたる國定教科書については、かねて種々の世評を受けたりしが如し。殊に本問題は餘程の痛手なりき。されど、藤澤代議士が首相文相に會見せし頃は、文部當局者も強氣にて、研究の上改訂すべき點あらば改訂すべしなど答へ居る様なりしかども、南北朝對立説が木葉微塵の如く破碎せらるるに及んでは、まづ普通學務局長松村茂助氏の名を以て、

昨年中師範學校長及び同修身擔任教師を召集し講習會開催の際に於ける文部編修文學博士喜田貞吉氏の日本歴史講演は同氏一個人の私見に外ならざれ

ば事誼の本末取捨を誤らざる様各講習員其他へ移牒せられたき旨云々の通牒を各地方長官に發し、二月二十七日文部編修文學博士喜田貞吉氏に休職を命じ、同日また尋常小學日本歴史教師用卷の一下を使用せしめざることを決定して、

- 一、兒童用尋常小學日本歴史卷一第八十頁二行「錦旗を押立てては尊氏が賊名を避けんが爲になしたる事にして即ち尊氏の姦猾を證するものなること
- 二、高等小學日本歴史卷一第八十三頁第七行第八行「錦旗を押立てて」の意義前項に同じ

- 三、教師用尋常小學日本歴史卷一の下は文部省に於て南北朝の部分に關し修正を要する廉あるにつき之を使用せざることを

といふ決定事項と共に各地方長官に通牒し、同月二十八日には、文部省内新館に教科書編纂會議を開きて船越、辻兩男爵を始め、大島少將、三上、芳賀、市村、中島、三宅、萩野、森(鷗外)、井上の諸博士、及岡田次官、渡部圖書課長等出席し、調査委員長加藤弘之博士病氣の爲め缺席せるを以て、辻男爵會長席に

着き、南北朝正問問題に關する國定教科書の修正方針に付いて左の如く相諮れり。

過日の小學日本歴史教師用卷一の下の使用を止め南北朝問題に關し文部大臣より訓示の次第もありたるを以て修正調査の方針は國民教育上忠孝の大義を明かにするに於て世間疑惑を生ずるが如き點を修正するは勿論全體に涉りて完全なる修正を施すべし。

右に對して一同は異議なく之を可決し、尙國定教科書調査委員會起草委員に於て修正の點を起草せしむる事として散會せしが、三月六日には調査委員部會を開きて、歴史教科書の内容を南北朝に關する日本歴史教科書の修正は兒童用教師用とも南朝正統の主義に依り南北朝に關する記事及御歴代表等の全體に涉りて根本的に修正をなす事に決議せしかば、同月八日には更に調査委員會を文部省に開會して、菊池、加藤、吉川、辻の各男爵を始め大島陸軍少將小笠原海軍大佐、三宅、萩野、市村、井上、芳賀の諸博士其他二十餘名出席し、歴史教科書中南北朝に關する事項を討議し、六時半散會したるが結局御歴代表は別に

印刷の上各小學校に配布し、之に依りて教授せしむる事とし、本文中に於ても年號其他教授上の注意を加ふべき事項は、夫々指示する事とし、全體に亘る修正は迅速に完了せしむる事。

と決議せる由、傳へられたり。さればにや、文部省は三月十日に至りて、更に左の通牒を各地方長官に發したり。

今回本省に於て現行兒童用小學日本歴史教科書の修正に着手相成候に付ては教授上別冊の通り各小學校教員に御指示相成度命に依り此段及通牒候也

三月十日

文部次官 岡田良平

右別冊と稱するは、從來配布せられたる小學日本歴史教科書教授上の注意事項と稱する冊子を修正したるものにして、其の修正の箇條は、舊冊子中に掲載せられある御歴代表中なる南朝の長慶天皇、北朝の光嚴天皇、光明天皇、崇光天皇、後光嚴天皇、後圓融天皇の六帝を全然削除し、南北朝の稱呼を廢したるものにして、左の注意書を添へたり。

現行兒童用小學日本歴史教科書は別記の御歴代表により教授すべし教科書

中南北兩朝天皇及び年號の並記等該表の旨趣に牴觸する部分は勿論兩朝對等的叙述の嫌ある廉は教科書修正完了するに至る迄總べて別記御歴代を正統とするの主義に依り教授するを要す

明治四十四年三月

文 部 省

これ、いよく、南朝正統説の勝利にして、かくなりたる以上は、全く本問題の終結を告げたるものといふべし。

かくて、文部省は急遽として歴史教科書の改訂に従事したりしが、文學博士三宅米吉氏と前任喜田氏の後を受けたる文學士重田定一氏とによりて起草中なりし尋常小學兒童用なる歴史教科書の修正は間もなく脱稿せしかば、五月十五日午後文部省新館において教科書調査委員歴史部會を開會せしに、會したる者は小笠原子、加藤、辻の兩男、穂積(八東)、三宅、清水、萩野、井上(通恭)、市村、芳賀の諸博士、その他數名にして、起草委員三宅博士と重田編修とは交互に改正すべき諸點、起草經過に就いて報告せし後、

南北朝關係の事項は勿論、其の他の記事にも必要に應じて改正を爲す事

を満場一致にて可決し、それより尋常小學校用歴史教科書について逐次審議したりしに、この日は天智天皇まで議了したるに過ぎざりしかば、同月二十二日午後も開會して、前回に引續き逐次協議したるに、果せるかな、南北兩朝に關する記事に至りて、各文章の内容、題目の稱呼等に關する各様の意見紛出して、容易に決定に至らざりき。茲において、同月二十九日にも開會して討議せしかども、南北兩朝の記事に關して、前回と同じく各自の意見一致せざれば、決定に至らず。六月二日にも開會せしかども、またく決定に至らず。同月五日にも決定に至らざりき。讀賣新聞は報じて曰はく、

歴史教科書中改正すべき南北朝の部分は、起草委員之を脱稿し、既に兩三回部會の議に上りしが、相變らず毎回議論の花を咲かせ、穂穂博士の如きは「主權は二あるべからず。」との法理論上より、今日まで史學上明白なる事實をも否定し、「南朝北朝二者の存立を認めず、況や正閏といふが如き事あるべからず。既に南朝系の天皇を天皇とする以上は、北朝の天子は天子にあらず。また帝とするも不可なり。全然之を歴史上に記載すべからず。」との議論を強

説するより、之に反對する者ありて、議未だ容易に決せず。尙之に關聯して、「博士の説の如くんば、他の部分にも訂正せざるべからざる部分あり。之をも訂正せざるべからず。」と稱する者あり。其の他種々の意見出て、今日の所にては、今數回の會議位にては、容易に纏まるべくもなしといふ。といへり。その論議の囂々たりしや想ふべし。同月九日にも開會せしかども、前回よりも懸案に關する諸説紛々たりしかば、殆ど要領を得ずして散會せしが如し。同月十二日にも例の委員會は開かれしかば、渡邊局長、辻部長、委員船越、大島、小笠原、谷森、足立、三宅、芳賀、清水等の十五名出席して、前回に繼ぎて討議したるに、この度は大に進捗して、尋常科用の歴史教科書の修正は漸く終結を告ぐるに至りぬ。今その何故に修正の決定が遷延せしかといふに、内容の審議が容易ならざりしは勿論なれども、「南北朝」といふ題目を改めて、「吉野朝」としたるが如きは、決定遷延の主因たりしに似たり。先に本問題の世に喧傳せらるゝや、一時は南北對立説、北朝正統説などを主張せる者もありしかども、南朝正統説遂に勝利を得るに至りて、文部省は先づ師範學校教授要目の上

に「南北朝」といふ名を用ゐず、「吉野の朝廷」といふ稱を用ゐたり。其の意は、けだし皇位對立の史的觀念を國民教育界より滅却せしめむとするに在りしならむ。然るに、同じ委員にても、市村、萩野兩博士等は、「史實は史實として記載すべし、たゞ南北朝の事の如きは正閏を分ち示さば足るべし。」との意見を持して、穂積三宅兩博士の持説に反對せしかば、兩々相對戦して、龍驤虎擊の狀なりしかども、茲に穂積派の勝利に歸して、吉野朝と改稱するに決せしなり。」といふ。然れども、これを確定議にするには、教科書調査委員の總會議に附して、その決定に待たざるべからず。七月七日は總會の當日なりき。この日文部省に參會して、事に與れりし者は、小松原文相を始めとし、小笠原子、加藤、辻、船越の各男、大島少將、山川、穂積、三宅、萩野、井上哲、井上通泰、芳賀、清水、市村の諸博士、渡邊圖書局長、その他の十五名にして、新聞の報ずる所によれば、特に秘密を嚴守せむが爲に、四方の出入口を鎖して、會議に移りし由なるが、加藤弘之男議長席に就き、辻、三宅の兩特別委員より、交々部會における歴史教科書改訂の經過及び理由を報告し、之に對して、小牧、田中、萩野

の三氏は反對意見を述べ、加藤議長は「南北朝問題即ち改稱吉野朝の事項に關しては自家の意見を開陳するの要あり。」とて、席を山川博士に譲りて、滔々數千言、三十分間餘に亘りて改訂案に對する批評をなし、前記三氏また盛に穂積博士を包圍攻撃せしかば、論戰は頗る目覺ましかりしかども、何等の決定を見ずして散會せしが、續いて開かれし同月十四日の總會にも、ます／＼紛亂に紛亂を重ねしこそ、すさまじけれ。當日の様様を聞けるがまゝに記さむに、委員の出席總數は二十八名にして、議の南北朝問題に移るや、穂積博士は衝立ちて、前回來の包圍攻撃に對する一括的辯解ありて、例の如く皇位不可分の觀念を基礎として、「初等教育においては、斷じて兩朝對立の矛盾を示すべからず。結局北朝は臣下に列せしむべし。」と主張せしに、加藤老博士は昂然として駁撃すらく、「氏の論や義理透徹すれども、北朝は當時事實において天皇たりしのみならず、畏くも今上陛下また其の後裔にましますせば、吾人は情實をも酌まざるべからず。」といひ、市村、田中の兩博士も交々起ちて、犀利なる論鋒を穂積博士に向けしかば、公議堂々として滿場の人を肅然たらしめたりき。然れども、また

何等の決する所なくして散會となりしなりといふ。よりにて教科書調査委員總會は同月十七日にも開會せられき。しかも、例の如く穂積博士の憲法主義に對して、史實派の反對あり、賛否まち／＼にして、また決定を見ざりき。同月十九日にも開かれしが、この回は前回までの大體論に照らして、逐條審議に及びしものにて、即ち源平時代より南北朝に亘り、後鳥羽天皇に關する事項、北條氏の擁立せし光嚴天皇承統に關する事項、後醍醐天皇が伯耆より京都に還幸あらせられし後の御處置に關する事項等は、その重なる箇條なりき。部會案に對して種々の修正説出てしかども、いづれも多數決の制をとりて、適當なる決定を見るに至れりとぞ。殊に光嚴天皇擁立に關する事項は最難問題なりしかば、穂積加藤の兩博士を始めとし、各員交々起ちて長時間の論議を戦はし／＼が、大多數を以て左の如く決定したり。

高時は量仁親王を擁立して、天皇と稱せり。之を光嚴天皇とす。

續いて翌々二十一日にも總會は開かれて、劈頭まづ南北朝に關する記事の標題如何を議せしが、「南北朝」、「南北朝時代」、「南北分争」、「吉野の行宮」、「吉野の朝廷な

ど種々の異説出て來りて、一時頗る喧擾を見たる末、遂に多數決を以て「吉野の朝廷」と決定せり。また南朝北朝の名稱ありしことをも本文中には明記することとし、光明天皇の擁立に關しては、

尊氏賊名を避けむ爲に豊仁親王を擁立して天皇と稱せり。之を光明天皇とす。

と記載すること、尊氏の任官等は命を正統の朝廷に受けざりし意を一見明瞭に叙述すること、尊氏義詮の死去は「薨」と記さずして「死」と書くこと等の決定あり、右の外輕微なる事項は概ね部會案のまゝに可決確定して、暫くは結んで解けざりし紛議も、茲に満圓なる終局を告げしかば、この日も渡部圖書局長、加藤會長、辻部長、菊地、船越、小笠原、大島、山川、田所、中川、湯原、三宅、萩野、田中、市村、芳賀、穂積、清水、井上哲、井上通等二十八名の出席ありしが、加藤穂積の兩博士を始として一同欣然として交驩しつゝ相散じぬといへり。

嗚呼、かくの如くにして、國定教科書の南北朝に關する事項は修正せらるゝことゝなりぬ。南朝正統説は永久確定の運命を荷ひぬ。大義は明に、名分は正

されぬ。我等は委員會の諸氏が常に増して、侃々諤々の議を費されしことを多とす。これ、明治時代における學問界教育界の一美事なればなり。殊に我等は諸氏の決議が我等の主張と信念とに殆ど符合したることを快とせざる能はず。おもふに、常識ある國民も亦必ず我等と快を共にせるならむ。

愛國心の必要は何れの國民にも最も緊切なり。愛國心が乏しきかの如く見ゆる西洋人にすら、「我は國家の爲に棄つる生命の唯一つなるを悲む」と嘆きし者あり。我が帝國國民は、忠君愛國の至誠に富めりとして、自ら誇れる國民ならずや。今や、帝國の勢威隆々たる時に當りて、益々國民の一致團結を固くして、前途遼遠なる帝國の發展を期し、天壤無窮の皇運を扶翼せむ事を圖らざるべからず。我等は不敏なれども、また常に帝國の前途を憂ふる者なり。本問題の起りて以來、學者論者が忠君愛國の至誠を發揮したるを見て豈喜に堪へひや。

南北朝正閏論纂終

明治四十四年十一月十八日印刷
明治四十四年十一月廿二日發行

(正價金貳圓參拾錢)

(有所權著作)



著者	山崎藤吉
著者	堀江秀雄
發行者	鈴木幸
印刷者	横田五十吉
印刷所	横田活版所


東京市神田區鎌倉河岸七號地


東京市神田區松下町七、八番地

東京市神田區松下町七、八番地

IR-47







210.458

Y497_n

001693-000-0

210.458-Y497_n

南北朝正閏論纂

山崎 藤吉/編

M44

ACB-4412



